

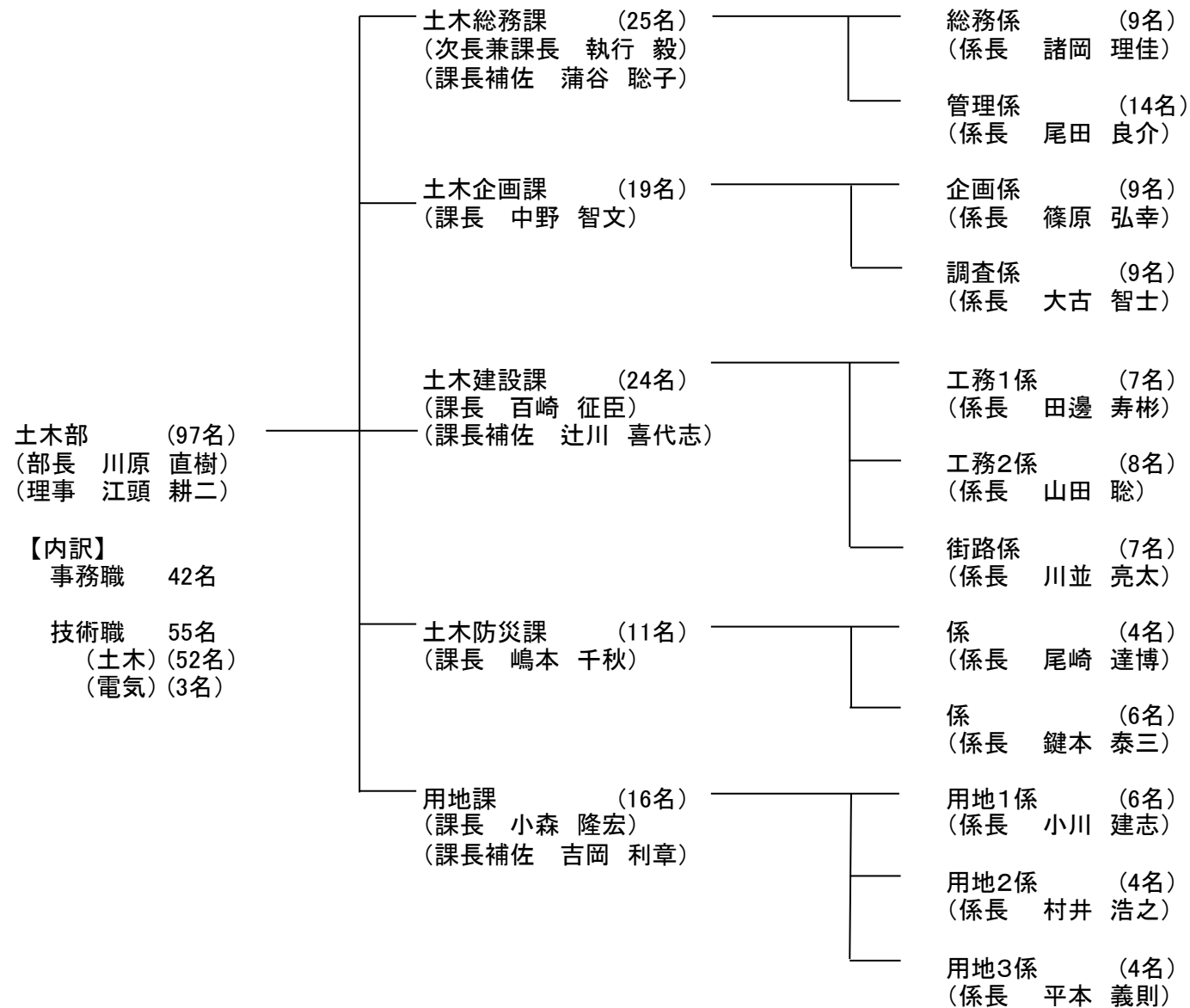
所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 機構及び職員数	2
2 分掌事務	3
3 所管事務の現況等	
(1) 道路事業の概要（土木総務課、土木企画課、土木建設課、土木防災課）	4 ～ 43
(2) 河川事業の概要（土木防災課）	44 ～ 54
(3) 公園等事業の概要（土木総務課、土木建設課、土木防災課）	55 ～ 58
(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要（土木企画課）	59 ～ 63
4 訴訟の現況について（建物明渡等請求事件）	64 ～ 66
5 長崎市平和公園駐車場における指定管理者従業員の不祥事について	67 ～ 72

土木部
令和8年6月

1 機構及び職員数

(令和8年4月1日現在)



※()書きはそれぞれ部長、理事、課長、課長補佐、係長を含んだ正規職員数(再任用、会計年度任用職員は除く。)

2 分掌事務

(令和8年6月1日現在)

課 名	分 掌 事 務	課 名	分 掌 事 務
土木総務課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関すること。 (6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (7) さくらの里の管理に関すること。 (8) 道路台帳及び公園台帳に関すること。 (9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関すること。 (10) 法定外公共物譲与申請に関すること。 (11) 緑地保全に関すること。 (12) 都市緑化推進事業に関すること。 (13) 緑化基金事業に関すること。 (14) 公共花壇デザイン選定審査会に関すること。 (15) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (16) 部内事務の連絡調整に関すること。	土木建設課	(1) 補助幹線道路の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 (2) 都市計画道路に関すること(新設工事及び改良工事の設計及び施行に関するものに限る。) (3) 総合公園及び運動公園の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 (4) 稲佐山公園、平和公園(平和会館を除く。)、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園の維持補修に関すること。 (5) 街路灯に関すること。
土木企画課	(1) 市道の新設工事及び改良工事の企画に関すること。 (2) 都市計画道路に関すること(土木建設課の所管に係るものを除く。) (3) 駐車場に関すること。 (4) 高速道、国道、県道等の幹線道路及び道路交通環境に関すること。 (5) 公園、緑地等の調査、計画及び都市計画決定に関すること。 (6) 都市交通審議会、移動等円滑化推進協議会、設置等予定者の選定に係る委員会及び中部下水処理場跡地活用検討委員会に関すること。	土木防災課	(1) 二級河川、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の水路等に限る。)の改良工事の計画、設計及び施行に関すること。 (2) 橋梁等の長寿命化に関すること。 (3) 海岸事業に関すること。 (4) 砂防事業に関すること。 (5) 水防対策に関すること。 (6) 公共土木施設(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げるもの(土木部の所管に係るものに限る。)をいう。)及び法定外公共物の災害復旧に関すること。
		用地課	(1) 土地の取得及び登記に関すること。 (2) 建設事業等の施行に伴う財産上の補償に関すること。 (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による公告、許可等に関すること。 (4) 土地開発基金の管理及び処分に関すること。

3 所管事務の現況等

(1) 道路事業の概要

ア 道路整備の基本的な考え方

- ・ 高規格道路や幹線道路については、近隣都市との移動時間短縮、地域間の連結強化及び交通混雑の解消を図るため、整備を促進する。
- ・ 補助幹線道路については、市街地の交通混雑の解消や、道路ネットワークの形成による移動の円滑化を図るため、重点路線を中心に整備を推進する。
- ・ 老朽化する橋梁やトンネル等の道路構造物については、関係部局と連携して、計画的な維持管理により、施設の長寿命化と維持管理費の縮減を図る。
- ・ 電柱については、無電柱化を推進し、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図る。

イ 市道及び法定外公共物の現況

(令和8年4月1日現在)

地域	地区面積 (A) km ²	路線数 路線	実延長 (B) m	実延長の内訳		橋 梁		トンネル		法定外公共物 里道 延長 km
				改良済 延長 m	未改良 延長 m	個数 橋	延長 m	個数 ヶ	延長 m	
旧市内	240.83	5,134	1,278,589	904,707	373,882	748	8,862	8	2,123	1,326
香焼地区	4.51	90	26,166	19,290	6,876	2	10	0	0	17
伊王島地区	2.26	42	17,511	9,231	8,280	6	395	1	286	26
高島地区	1.34	27	11,987	7,747	4,240	3	109	0	0	9
野母崎地区	20.93	203	103,319	29,055	74,264	51	282	0	0	167
外海地区	46.62	184	133,970	64,767	69,202	33	356	0	0	305
三和地区	21.74	281	117,672	70,747	46,925	28	310	0	0	157
琴海地区	67.63	429	204,761	92,061	112,700	43	591	0	0	596
合計	405.86	6,390	1,893,974	1,197,606	696,368	914	10,913	9	2,409	2,603

※各「延長」欄の小数点以下の値は記載を省略しているため合計積み上げがあわない場合があります。

ウ 主要事業の概要

1) 高規格道路の整備促進（土木企画課）

高規格道路の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

① 高規格道路長崎南北幹線道路（長崎市田上町～時津町野田郷）L=約 15 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 長崎南北幹線道路 未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷 約 7.3km）
令和元年度 ルート選定委員会より県へルートの提言
令和3年度 都市計画道路長崎時津縦貫線として都市計画決定
令和4年度～ 事業中（長崎市茂里町～滑石2丁目 約 5.3km）
- ・ 主要地方道長崎畝刈線 滑石工区（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷 約 1.4km）
令和5年度～ 事業中

② 高規格道路西彼杵道路（時津町野田郷～佐世保市大塔町）L=約 46 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 西彼杵道路 時津工区（時津町野田郷～日並郷 約 3.4 km）
令和4年度 完成供用
- ・ 西彼杵道路 未整備区間（時津町日並郷～西海市西彼町平山郷 約 21.6km）
令和2年度 道路計画検討委員会より県へルート及び優先整備区間の提言
令和4年度～ 事業中（西海市西彼町白似田郷～平山郷（大串白似田バイパス 約 6.6 km））

③ 主要地方道長崎南環状線 新戸町～江川町工区（長崎市上戸町4丁目～江川町） L=約 5.2 km

（事業主体：長崎県）

平成28年度～ 事業中

2) 幹線道路の整備促進（土木企画課）

幹線道路（一般国道、主要地方道、一般県道）の改良及び交通安全対策等の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

- ① 一般国道 34 号（事業主体：国土交通省）
 - ・ 歩行者利便増進道路整備事業（長崎）（長崎市桜町～万才町 約 0.8km）令和 6 年度から事業中
- ② 一般国道 499 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 栄上工区（長崎市平山町～布巻町 約 1.3 km）平成 20 年度から事業中
- ③ 一般国道 324 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 茂木拡幅（長崎市茂木町 約 0.1km）令和 5 年度から事業中
- ④ 一般国道 202 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 福田本町工区（長崎市福田本町～小浦町 約 0.8 km）平成 24 年度から事業中
 - ・ 小浦工区（長崎市小浦町～大浜町 約 0.5 km）令和 2 年度から事業中
- ⑤ 都市計画道路滑石町線（事業主体：長崎県）
 - ・ 大神宮工区（長崎市滑石 2 丁目～滑石 4 丁目 約 0.9 km）平成 23 年度から事業中
- ⑥ 主要地方道野母崎宿線（事業主体：長崎県）
 - ・ 千々工区（長崎市千々町 約 1.2 km）平成 23 年度から事業中
 - ・ 大崎～宮摺工区（長崎市大崎町 約 0.4 km）平成 26 年度から事業中
 - ・ 飯香浦工区（長崎市飯香浦町 約 1.1 km）平成 26 年度から事業中
 - ・ 為石工区（長崎市川原町～為石町 約 0.5 km）平成 26 年度から事業中
- ⑦ 一般県道深堀三和線（事業主体：長崎県）
 - ・ 深堀工区（長崎市深堀町 6 丁目 約 0.5 km）平成 27 年度から事業中
- ⑧ その他の幹線道路の整備（事業主体：長崎県）

主要地方道神ノ浦港長浦線（改良）、一般県道長崎漁港村松線（改良）など

3) 道路整備に関する協議会の運営（土木企画課）

幹線道路整備促進に関する要望等を行う協議会の運営・事務を行っている。

- ① 一般国道 34 号道路整備促進協議会
- ② 一般国道 499 号道路整備促進協議会
- ③ 一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会
- ④ 長崎外環状線道路建設促進協議会
- ⑤ 西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会
- ⑥ 九州国道協会

4) 都市計画道路に関する計画・調整（土木企画課・土木建設課）

都市計画道路の都市計画決定・変更などに係る事務を行っている。

5) 都市計画街路事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

（令和 8 年 3 月末現在）

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進捗率
①	新地町稲田町線	400m	15m	H12～R9 (H12～R9)	83%
②	大黒町恵美須町線	110m	26.25m	H26～R14 (H26～R14)	26%
③	銅座町松が枝町線(銅座工区)	420m	15m	H26～R11 (H26～R11)	52%
④	片淵線(新大工工区)	270m	8m	H28～R12 (H28～R12)	40%

長崎市幹線道路網図

主) 東長崎長与線

- ・ミツ山町 (H30～)
- ・平間町 (R2)

主) 神ノ浦港長浦線

- ・琴海戸根町～長浦町 (H19～) 【写真16、17】
- ・神浦向町 (H27～R6)

一般国道206号

- ・琴海村松工区 (R3～R6)

一) 長崎漁港村松線

- ・西海町平床 (H24～H27)
- ・西海町榎ノ久保 (H25～R3)
- ・松崎町 (H28～) 【写真18】

1)-② 高) 西彼杵道路

- ・時津工区 (時津町野田郷～日並郷) (R5. 2供用) 【写真5】
- ・大串白似田バイパス (西海市白似田郷～平山郷) (R4～)
- ・時津町日並郷～西海市白似田郷 (事業化検討中)

2)-⑤ (都) 滑石町線

- ・横道工区 (H13～H26)
- ・大神宮工区 (H23～) 【写真13】

1)-① 高) 長崎南北幹線道路

- ・元船町～茂里町 (S50～H22) ((都) 浦上川線)
- ・茂里町～滑石 (R4～) 【写真1～4】
- ・滑石～時津町野田郷 (事業化検討中)
- ・主) 長崎欽刈線 滑石工区 (R5～)

ながさき女神大橋道路 (木鉢～戸町)

(H17. 12開通)

主) 長崎南環状線 ((都) 長崎外環状線)

- ・長崎IC～田上 (H16. 3供用)
- ・田上～新戸町 (H23. 2供用)

主) 長崎南環状線 ((都) 女神大橋線)

- ・大浜～木鉢～戸町 (H17. 12供用)
- ・戸町～新戸町 (H20. 3供用)

一) 伊王島香焼線 (伊王島大橋)

- ・伊王島2丁目～香焼町 (H23. 3供用)

2)-⑦ 一) 深堀三和線

- ・大籠工区 (H 2～H24)
- ・深堀工区 (H27～) 【写真15】

2)-② 一般国道499号

- ・竿浦工区 (H 3～H22)
- ・栄上工区 (H20～) 【写真10】
- ・蚊焼工区 (H15～H23)
- ・岳路工区 (H22～R 3)

川平有料道路

- ・H2. 7開通

長崎バイパス

- ・S42. 11開通

長崎バイパス西山延伸

- ・H3. 3開通

九州横断自動車道(長崎～長崎多良見) 4車線化

- ・長崎芒塚IC～長崎多良見IC (R1. 6供用)
- ・長崎IC ～長崎芒塚IC (R4. 3共用)
- ※暫定2車線 長崎～長崎多良見 (H16. 3供用)

ながさき出島道路

- ・H16. 3開通

2)-① 一般国道34号

- ・日見バイパス(新日見トンネル) (R3. 3 4車線化)
- ・新大工・馬町交差点改良事業 (H25～R6)
- 【写真9】
- ・歩行者利便増進道路整備事業 (長崎) (R6～)

2)-③ 一般国道324号

- ・滑川工区 (H27～R5)
- ・茂木拡幅 (R5～)

2)-⑥ 主) 野母崎宿線

- ・飯香浦工区 (H26～)
- ・茂木工区 (H20～H28)
- ・大崎～宮摺工区 (H26～)
- ・千々工区 (H23～)
- ・為石工区 (H26～) 【写真14】

2)-④ 一般国道202号

- ・福田本町工区歩道整備 (H24～) 【写真11】
- ・小浦工区歩道整備 (R 2～)
- ・稲佐立体交差部 (R5～R7) 【写真12】

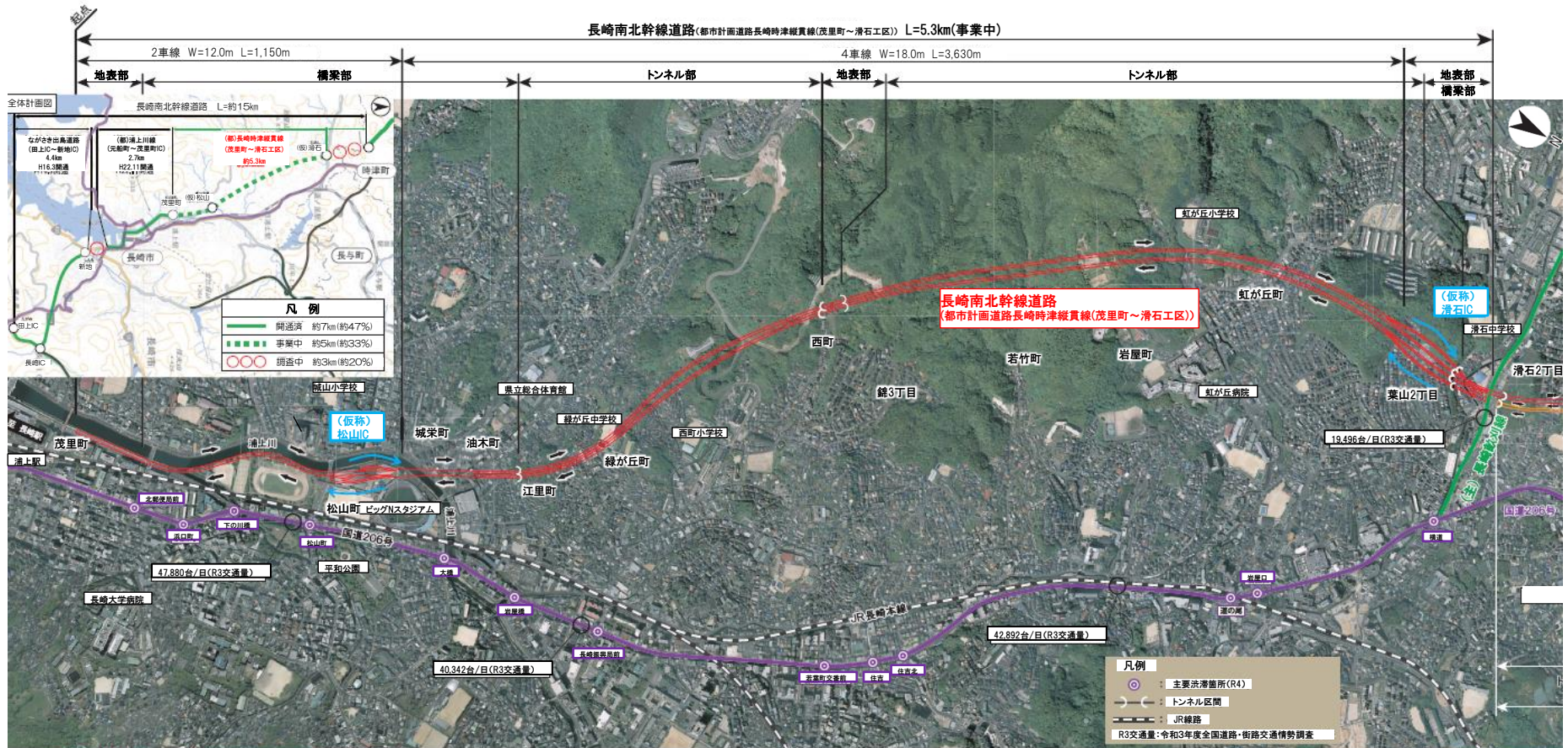
1)-③ 主) 長崎南環状線

- ・新戸町～江川町工区 (H28～) 【写真6～8】

凡例	
構想路線	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
計画路線	● ● ● ● ● ● ● ●
都市計画道路(未着手)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
都市計画道路(事業中)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
有料道路	———
高速道路	———
国 道	———
県 道	———
幹線道路(事業中)	● ● ● ● ● ● ● ●
幹線道路(整備済)	● ● ● ● ● ● ● ●

※(都): 都市計画道路 主): 主要地方道 一): 一般県道
高): 高規格道路 赤字: 事業中の道路

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路 茂里町～滑石2丁目 (R4～事業中)



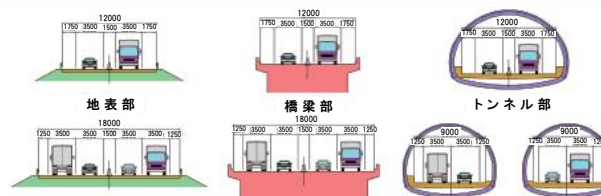
高規格道路長崎南北幹線道路 (都市計画道路長崎時津縦貫線(茂里町～滑石工区))

種別	自動車専用道路
道路区分	第2種第1級
起終点	長崎市茂里町 ～ 滑石2丁目
延長	約5.3km(2車線区間:約1.8km、4車線区間:約3.6km)

標準断面図

2車線区間
茂里町～松山 L=約1,150m
滑石～時津 L=約2,220m

4車線区間
松山～滑石 L=約3,630m



引用元: 長崎県HP「長崎時津縦貫線パンフレット」を一部編集

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目（R4～事業中）

写真 1

（仮称）松山IC付近イメージ



出典：長崎県HP「都市計画道路長崎時津縦貫線の都市計画変更(素案)イメージ動画」より

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目 (R4～事業中)

写真 2



出典：長崎県HP「都市計画道路長崎時津縦貫線の都市計画変更(素案)イメージ動画」より

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目 (R4～事業中)

写真3

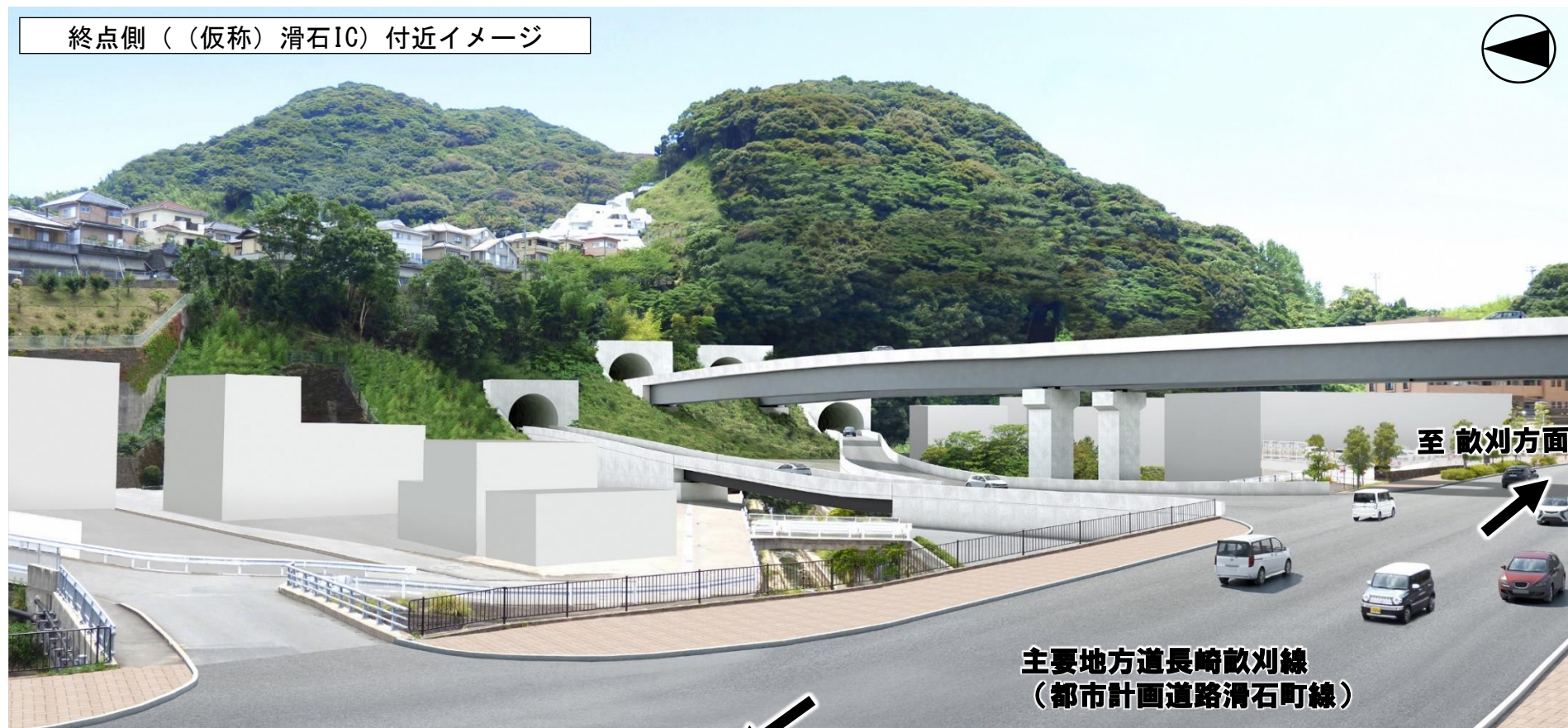


出典：長崎県HP「都市計画道路長崎時津縦貫線の都市計画変更(素案)イメージ動画」より

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目 (R4～事業中)

写真4

終点側 ((仮称) 滑石IC) 付近イメージ



至 欽刈方面

主要地方道長崎欽刈線
(都市計画道路滑石町線)

至 横道方面

出典：「第167回長崎県都市計画審議会(令和3年10月)」配布資料より

1) - ② 高規格道路 西彼杵道路
時津工区（時津町野田郷～日並郷）（R5.2月完成供用）

写真 5



1) -③ 主要地方道 長崎南環状線
新戸町～江川町工区 (H28～事業中)

写真6

整備状況 ((仮称)江川トンネル) (掘削状況1,956m/2,137m 令和8年3月末時点)



提供元：長崎県

1) -③ 主要地方道 長崎南環状線
新戸町～江川町工区 (H28～事業中)

写真7

整備状況 (3号橋付近) 令和7年7月末時点



出典：長崎県HP

1) -③ 主要地方道 長崎南環状線
新戸町～江川町工区 (H28～事業中)

写真 8

整備状況 (新戸町IC付近)



提供元：長崎県 (R8. 3月撮影)

完成供用状況(馬町交差点～諏訪神社電停付近)



R7. 12月撮影

4車線化整備状況 (布巻バス停付近)



拡幅整備状況 (福田地域センター付近) ※R7年度一部完成区間



拡幅・歩道平面化完成供用状況



R8. 5月撮影

2) -⑤ 都市計画道路 滑石町線
大神宮工区 (H23～事業中)

写真13

4車線化整備状況 (滑石地域センター付近)



R8. 5月撮影

拡幅整備状況 (市営年崎アパート付近)

三和地域センター方面

至 野母崎

R8. 5月撮影

2)-⑦ 一般県道 深堀三和線
深堀工区 (H27～事業中)

写真15

拡幅整備状況 (深堀町6丁目) ※R7年度一部完成区間



R8. 5月撮影

拡幅整備状況（長浦公民館付近）



R8. 5月撮影

拡幅整備状況（県民の森正面ゲートへの分岐付近）



至 長浦

↓ 至 神ノ浦

R8. 5月撮影

拡幅整備状況



R8. 5月撮影

被災状況 5月11日時点



仮設状況 5月18日時点



- ・ 令和8年5月9日(土)夜 法面崩壊発生
風化劣化した岩盤の不安定化による崩壊に伴う道路通行止め (5/10(日)0:06～)
- ・ 令和8年5月18日(月)
仮設の落石防護柵を設置し、調査結果を踏まえた安全対策を実施したうえで、片側交互通行規制に切替 (5/18(月)6:00～)
- ・ 道路管理者である長崎県において、測量、調査、設計後、復旧工事を実施予定

補助幹線道路（都市計画道路）



5)-② 大黒町恵美須町線
L=110m H26～R14
(H26～R14)

5)-③ 銅座町松が枝町線(銅座工区)
L=420m H26～R11
(H26～R11)

5)-① 新地町稲田町線
L=400m H12～R9
(H12～R9)

5)-④ 片淵線(新大工工区)
L=270m H28～R12
(H28～R12)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

6) 道路新設改良事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

（令和 8 年 3 月末現在）

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進 捗 率
①	江平浜平線	2,260m	9.75m	H9～R11 (H9～R8)	84%
②	中川鳴滝 3 号線	1,200m	10～12m	H12～R12 (H12～R12)	50%
③	川上町出雲線	576m	10.5m	H3～R8 (H3～R10)	94%
④	清水町白鳥町 1 号線	430m	12m	H23～R12 (H23～R12)	74%
⑤	虹が丘町西町 1 号線	1,950m	10m	H9～R11 (H9～R11)	55%
⑥	相川町四杖町 1 号線 ほか 4 線	2,720m	5.5～11.5m	H9～R12 (H9～R12)	84%
⑦	土井首町磯道町線	760m	8.5m	H19～R11	63%

補助幹線道路（市道）



6)-⑤虹が丘町西町1号線
L=1,950m H9~R11
(H9~R11)

6)-⑥相川町四杖町1号線
ほか4線
L=2,720m H9~R12
(H9~R12)

6)-①江平浜平線
L=2,260m H9~R13
(H9~R8)

6)-③川上町出雲線
L=576m H3~R8
(H3~R10)

6)-⑦土井首町磯道町線
L=760m H19~R11

6)-④清水町白鳥町1号線
L=430m H23~R12
(H23~R12)

6)-②中川鳴滝3号線
L=1,200m H12~R12
(H12~R12)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

7) 地方道路等整備事業（土木建設課）

道路新設改良事業で整備を進めている主要路線における、仮舗装などの応急的な整備と斜面移送機器の維持補修を行っている。

8) 道路構造物等補強（土木防災課）

国の道路メンテナンス事業補助を活用し、道路等の災害を防止するため、道路構造物等について、法に規定された5年に1回の定期点検や緊急性に応じた補修・補強を行うもの。

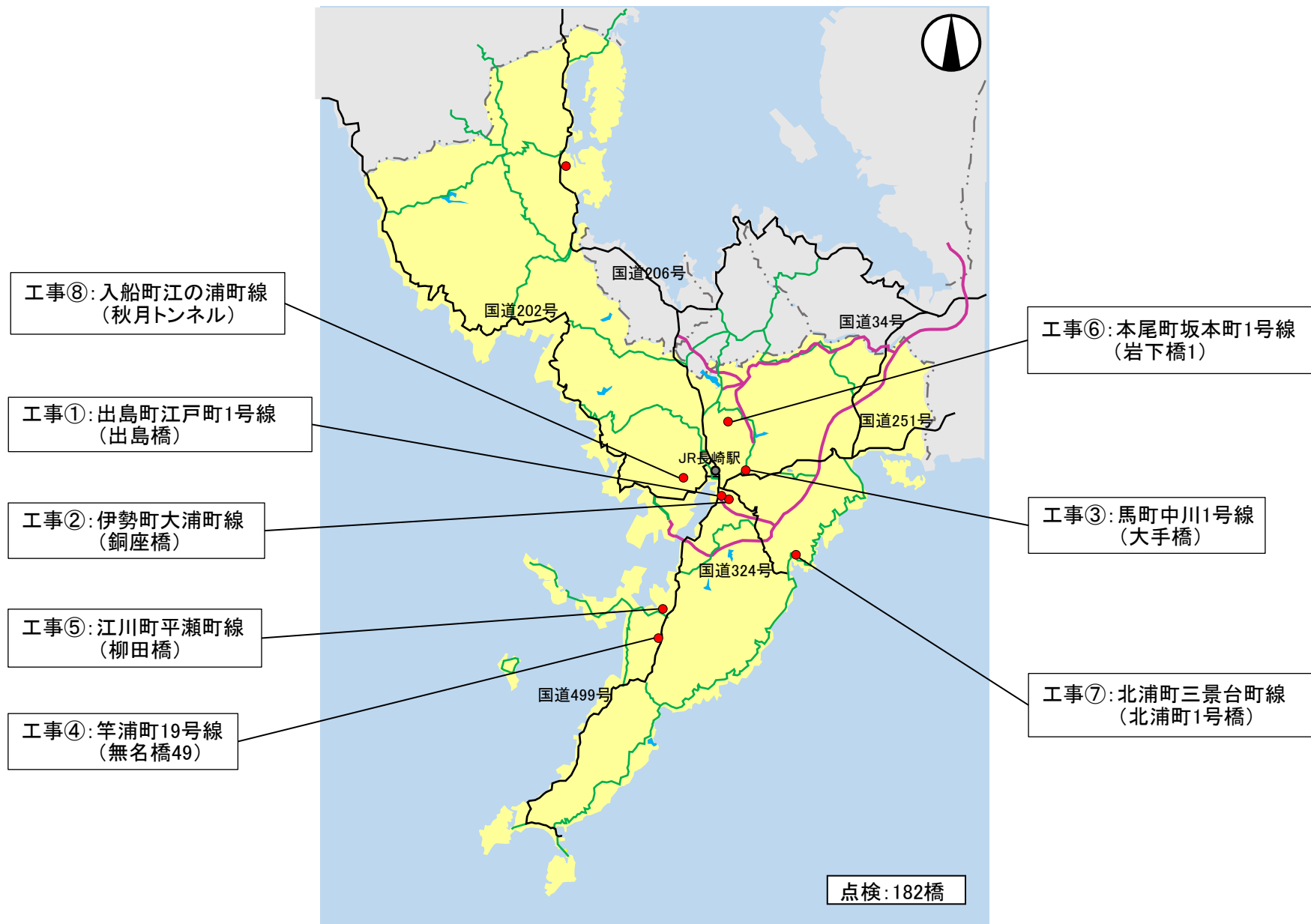
令和 8 年度の事業予定：

工事 7 橋 1 トンネル、点検 182 橋

【工事予定箇所】

	路線名（橋梁・トンネル名）	延長
①	出島町江戸町線（出島橋）	36.2m
②	伊勢町大浦町線（銅座橋）	15.1m
③	馬町中川 1 号線（大手橋）	12.6m
④	竿浦町 19 号橋（無名橋 49）	7.5m
⑤	江川町平瀬町線（柳田橋）	7.4m
⑥	本尾町坂本町 1 号線（岩下橋 1）	6.2m
⑦	北浦町三景台町線（北浦町 1 号橋）	2.7m
⑧	入船町江の浦町線（秋月トンネル）	77.0m

道路構造物等補強事業（橋梁・トンネル）



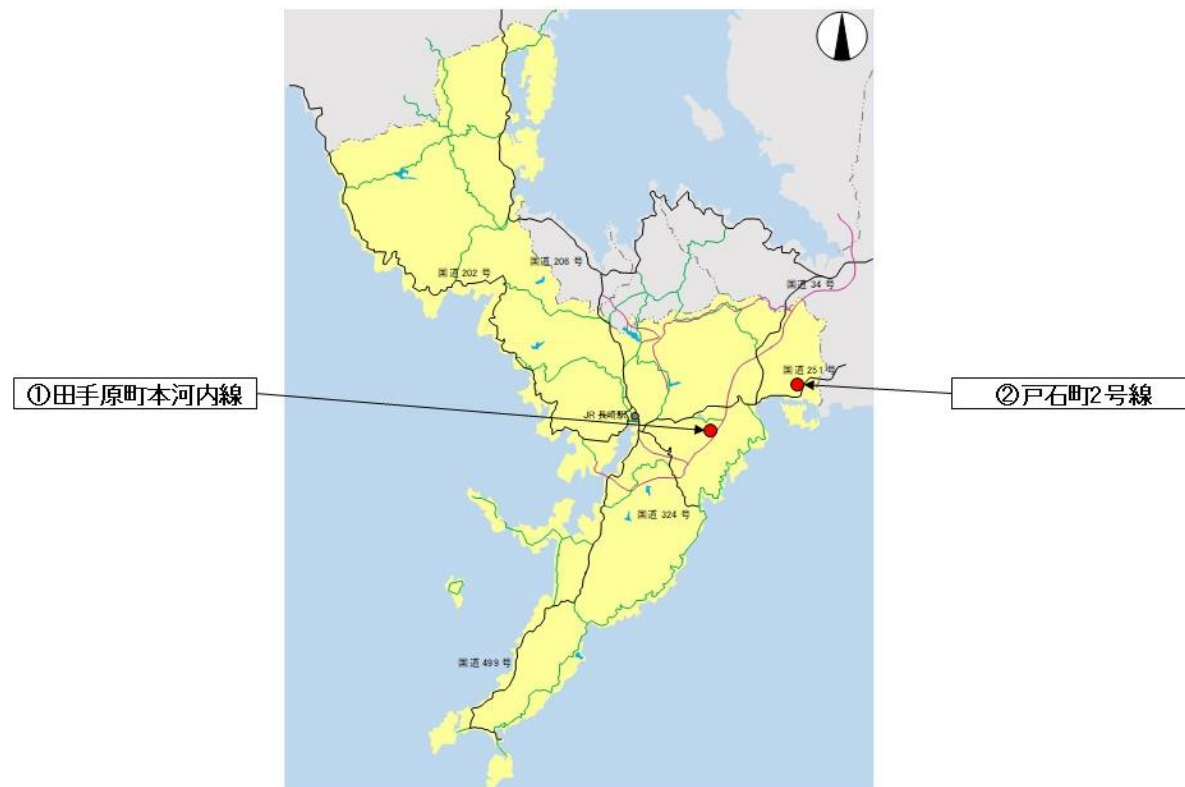
9) 道路災害復旧（土木防災課）

異常な天然現象により被災した道路施設を復旧するもの。

令和7年度の道路災害件数は2件

- ① 路線名: 田手原町本河内線(被災日: 令和7年6月13日)
期 間: 令和7年10月23日から令和8年3月6日まで
延 長: L= 10.0m、工事請負費: C= 8,045 千円
- ② 路線名: 戸石町2号線(被災日: 令和7年8月11日)
期 間: 令和8年1月22日から令和8年6月5日まで
延 長: L= 11.0m、工事請負費: C= 9,698 千円

位置図



① 田手原町本河内線



着工前



竣工



② 戸石町2号線



着工前



竣工



10) 街路灯整備事業（土木建設課）

地域住民が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進を図るため、自治会等からの要望を精査し、生活道路や通学路などに LED 街路灯を設置している。

なお、省エネルギー化を図るため、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 か年で蛍光灯の街路灯約 35,000 灯の LED 化を完了している。
また、令和 8 年 3 月末時点における街路灯の設置数は、市全域で約 38,300 灯である。

【LED 街路灯への転換及び新設状況】

年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)	年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)
H25	5,716	294	R2	－	332
H26	11,058	253	R3	－	373
H27	11,477	388	R4	－	255
H28	6,395	379	R5	－	253
H29	－	357	R6	－	191
H30	－	255	R7	－	66
R1	－	234	H25～R7 計	34,646	3,630

11) 無電柱化推進事業(土木建設課・土木企画課)

防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、国の定める無電柱化推進計画に基づき、国庫補助を活用しながら整備を行っている。

【整備済路線(市道)】

(令和8年3月末現在)

路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間	路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間
出来大工町江戸町線	2,520m	S61 年度～H2 年度 (第 1 期電線類地中 化計画)	松が枝町南山手町線	200m	H11 年度～H15 年度 (新電線類地中化計画)
浜町油屋町 1 号線	720m		松が枝町 2 号線	120m	
栄町油屋町 1 号線	700m		銅座町新地町 1 号線	640m	
大黒町麴屋町線	720m		伊勢町大浦町線	520m	
大黒町麴屋町線	960m	H3 年度～H6 年度 (第 2 期電線類地中 化計画)	出島町 2 号線	500m	H16 年度～H20 年度 (無電柱化推進計画)
出来大工町江戸町線	380m		出島町籠町 1 号線	320m	
伊勢町大浦町線	700m		出島町新地町 1 号線	280m	
栄町恵美須町 1 号線	440m		伊勢町大浦町線	80m	H21 年度～H29 年度 (無電柱化に係るガイドラ イン)
栄町油屋町 1 号線	300m		松山町大橋町線	1,200m	
銅座町新地町 1 号線	300m			籠町稲田町 1 号線	300m
栄町油屋町 1 号線	300m	H7 年度～H10 年度 (第 3 期電線類地中 化計画)	八千代町尾上町 1 号線	320m	H30 年度～R2 年度 (無電柱化推進計画)
住吉町文教町線	1,140m		尾上町八千代町 1 号線	1,100m	
茂里町 3 号線	440m		尾上町 2 号線	90m	
			尾上町 1 号線	300m	
			合計	15,590m	

【整備中の路線(市道)】

(令和8年3月末現在)

路 線 名	整備延長 (上下線)	事業期間	進 捗 率
籠町稲田町1号線	500m	H29年度～R7年度 (無電柱化推進計画)	100% R9年度 入線抜柱予定(電線管理者)
新市庁舎周辺道路 (興善町桜町1号線ほか2線)	580m	R2年度～R9年度 (無電柱化推進計画)	42%
尾上町八千代町1号線	120m	H30年度～R8年度 (無電柱化推進計画)	1% ※まちづくり部所管
八千代町尾上町1号線	280m	R1年度～R4年度 (無電柱化推進計画)	100% ※まちづくり部所管 R8年度 入線抜柱予定(電線管理者)
八千代町宝町1号線	800m	R1年度～R8年度 (無電柱化推進計画)	49% ※まちづくり部所管

電線類地中化 市道整備路線 (その1)



尾上町八千代町1号線

※まちづくり部所管 L=120m

八千代町尾上町1号線

尾上町2号線

尾上町1号線

尾上町八千代町1号線

八千代町尾上町1号線

※まちづくり部所管 L=280m

八千代町宝町1号線

※まちづくり部所管 L=800m

新市庁舎周辺道路

(興善町桜町1号線)

L=140m

新市庁舎周辺道路

(諏訪町桜町1号線)

L=320m

新市庁舎周辺道路

(桜町3号線)

L=120m

出来大工町江戸町線

栄町油屋町1号線

浜町油屋町1号線

銅座町新地町1号線

出島町新地町1号線

籠町稲田町1号線

籠町稲田町1号線

L=500m

大黒町麴屋町線

栄町恵美須町1号線

出島町籠町1号線

出島町2号線

伊勢町大浦町線

松が枝町南山手町線

松が枝町2号線

長崎県庁

市役所

市民会館

中央公園

崇福寺

済公園

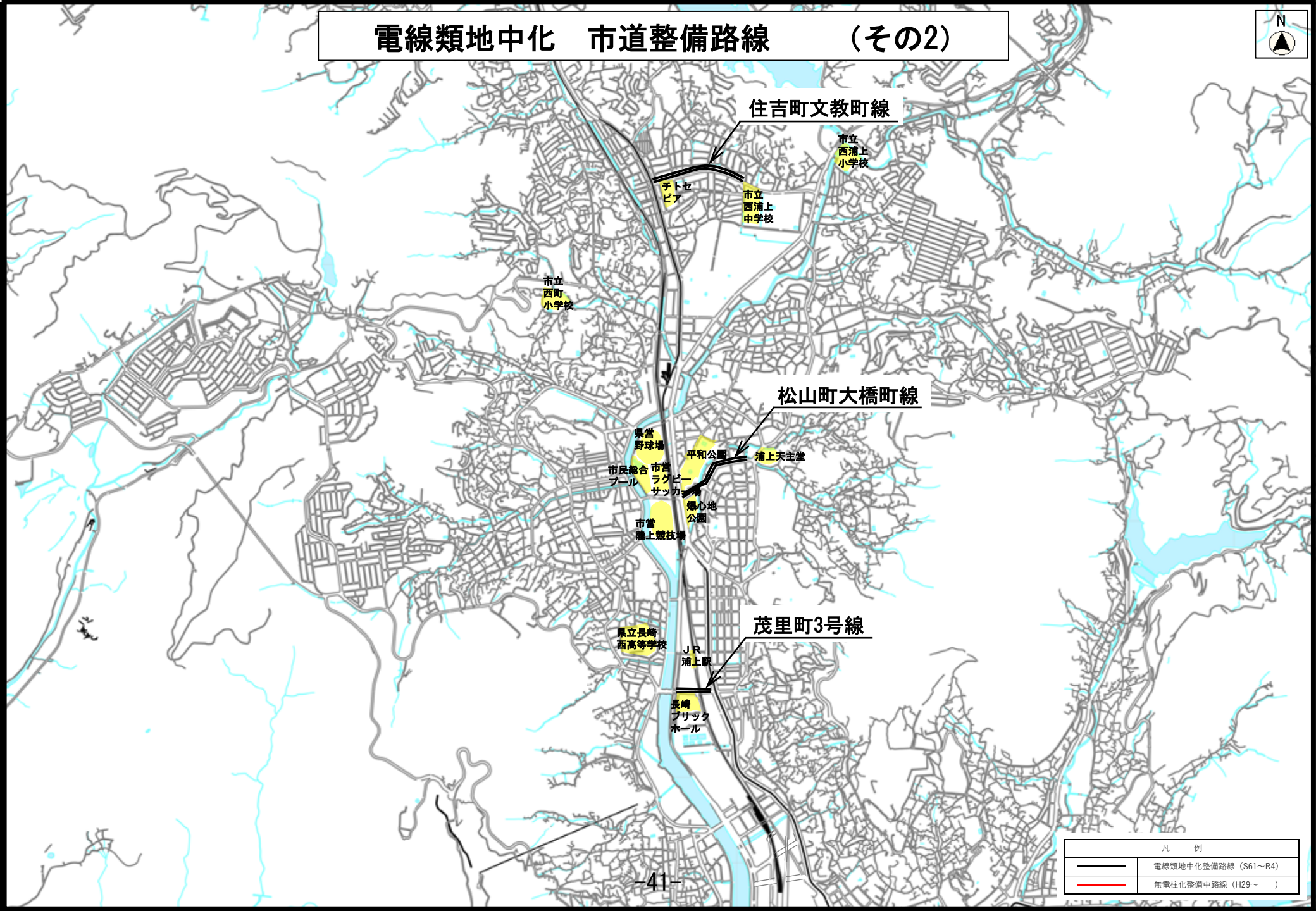
尾崎みなと
メッセ・カルセイ

市立梅香崎
中学校

松が枝
第2駐車場

凡 例	
	電線類地中化整備路線 (S61~R4)
	無電柱化整備中路線 (H29~)

電線類地中化 市道整備路線 (その2)



住吉町文教町線

市立
西浦上
小学校

市立
西浦上
中学校

市立
西町
小学校

テトセ
ピア

松山町大橋町線

浦上天主堂

平和公園

県営
野球場

市民総合
プール

市営
ラグビー
サッカ

市営
陸上競技場

爆心地
公園

茂里町3号線

県立長崎
西高等学校

JR
浦上駅

長崎
ブリック
ホール

凡 例

	電線類地中化整備路線 (S61～R4)
	無電柱化整備中路線 (H29～)

無電柱化整備事例 (籠町稲田町 1 号線)

事業前



事業後



12) 市道等法面の緊急点検について(土木総務課)

- ① 概要 令和8年5月9日に発生した一般国道499号(野母崎以下宿町)の法面崩壊を受け、長崎市が管理している市道等法面において、緊急点検を実施
- ② 点検箇所 令和7年度に市が実施したがけ地調査において、経過観察が必要と評価した法面など27箇所
- ③ 調査方法 職員による目視確認
- ④ 調査期間 令和8年5月18日(月) ～ 5月29日(金)
- ⑤ 調査結果 昨年度から大きな変化があるなど、緊急対応が必要な法面はなかった。



(2) 河川事業の概要

ア 河川整備の基本的な考え方

河川整備において、水害に対する安全性の向上を図ると共に、自然環境への影響や地域との調和に配慮した川づくりを進めている。

また、近年、想定外の降雨による大規模な洪水が発生していることから、従来のハード対策に加え、洪水ハザードマップ等のソフト対策を活用し、水害リスクの低減を図る。

イ 河川及び法定外公共物の現況

一級河川、二級河川、準用河川とは、河川法により管理される河川である。

普通河川とは、条例により管理される河川で、条例上は法定外公共物という。

(令和 8 年 3 月末現在)

種 類	管 理	本 数	延 長 (km)
一級河川	国	0	0
二級河川	県	49	126
準用河川	市	53	34
普通河川 (法定外公共物)	市	—	1,363

ウ 主要事業の概要

1) 河川等整備事業 (土木防災課)

(令和 8 年 3 月末現在)

河川名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
江川川	2,530m	昭和 56 年度から令和 12 年度まで (昭和 56 年度から令和 12 年度まで)	94%
大井手川	2,150m	平成 13 年度から令和 12 年度まで (平成 13 年度から令和 10 年度まで)	86%

河川等整備事業費

大井手川 L=2,150m

江川川 L=2,530m



2) 洪水及び高潮ハザードマップ作成（土木防災課）

避難に関する情報を住民に周知することで円滑な避難を促し、被害の軽減を図るため、長崎県が指定した浸水想定区域をもとに洪水及び高潮ハザードマップを作成する。

洪水ハザードマップ

（令和 8 年 3 月末現在）

浸水想定区域指定	河川名（二級河川）	洪水ハザードマップ作成状況
平成 30 年 8 月 31 日	中島川	作成済み（平成 31 年 3 月作成）
令和 3 年 2 月 24 日	浦上川	作成済み（令和 4 年 3 月作成）
令和 3 年 3 月 12 日	八郎川	作成済み（令和 4 年 5 月作成）
令和 4 年 7 月 1 日	神浦川、多以良川、二股川 式見川、西山川、鹿尾川 黒浜川、宮崎川、江川、中尾川	作成済み（令和 5 年 10 月作成）
令和 6 年 3 月 22 日	城山川、大井手川、三川川、現川川、千間田川 清水川、間の瀬川、松原川、正念川、平古場川 日見川、若菜川、川平川、小江川、戸石川 手熊川、大浦川、江川川、落矢川、千々川 多以良川、二股川、三重川、大川、蚊焼大川 出津川、黒崎川、川下川、大江川、西海川 谷口川、戸根川、手崎川、村松川	作成済み（令和 7 年 8 月作成）

高潮ハザードマップ

（令和 8 年 3 月末現在）

浸水想定区域指定	沿岸名	高潮ハザードマップ作成状況
令和 7 年 2 月 28 日	西彼杵沿岸、大村湾沿岸	準備中（令和 8 年 7 月予定）
令和 7 年 9 月 19 日	橘湾沿岸	準備中（令和 8 年 7 月予定）

【参考】洪水ハザードマップ（式見川）

（情報面）

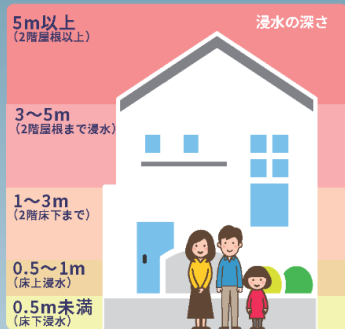
式見川 洪水ハザードマップ

この地図に表示されている洪水浸水想定区域や指定避難所などを、日ごろから確認しておきましょう。
自宅が色のついた範囲にある場合、河川が氾濫すると浸水する恐れがあります。
市から「避難指示」などの連絡がある時は、直ちに避難しましょう。
強い雨がふってきた場合などは、積極的に気象情報を入手しましょう。



ハザードマップを見て、ご自宅の状況と災害時の行動を確認しましょう！

①ご自宅の浸水の状況を確認しましょう



着色なし

②災害時の行動を確認しましょう

早めに避難！

木造の平家、2〜3階建の建物に住んでいる場合

自宅以外の安全な場所に避難
☐ 避難所
☐ 高台
☐ 知人・親戚宅

すでに浸水が発生、豪雨などで外が危険な場合

外が危険な場合、今いる場所より高い場所や丈夫な建物の上階（2階以上）へ避難（垂直避難）

自宅がマンションの上階や、浸水する深さより高い場所の場合

☐ 自宅での避難（在宅避難）
 ※浸水が始まってからの外出や夜間の避難は危険です

※地下は危険！少しの浸水でも「扉が動かなくなる」「階段を上がれなくなる」……など、危険があります。

浸水は想定されていますが、災害の状況により浸水が想定範囲より大きくなる場合があります。周辺の状況や気象情報、土砂災害の状況を確認しましょう。

ご自身・ご家族がいつ避難するか、情報から判断しましょう！

5段階の警戒レベル 避難を判断するための防災情報が発令

浸水の深さや建物の種類などによって、避難の仕方が異なります。周辺のひとと一緒に早めの避難を心がけましょう。

警戒レベル 1・2
気象庁が発表

ハザードマップやマイタイムラインで自分の安全確保行動を確認し、避難に備えよう。

警戒レベル 3
長崎市が発表

危険な場所から高齢者等は避難
高齢者等避難
避難に時間がかかる高齢者、障害のある方、乳幼児等とその支援者は避難を開始しよう。その他の人は避難の準備を整えよう。

警戒レベル 4
長崎市が発表

危険な場所から全員避難！
避難指示
危険な場所にいる人は速やかに安全確保しよう。避難場所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ移動しよう。

警戒レベル 5
長崎市が発表

命の危険
直ちに安全確保！
緊急安全確保
すでに災害が発生している状況。命を守るための最善の行動をとろう。

※警戒レベル5「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません

災害時の情報の入手先を確認しておきましょう！

日ごろの備え

- ハザードマップを使って、危険箇所を確認しておきましょう
- 市や地域が主催する避難訓練に参加しましょう
- いざという時のために、非常持出品を日ごろから準備しましょう



困ったときの連絡先

長崎市役所（代表）	あじさいコール（年中無休・8〜20時） TEL.095-822-8888
消防（災害・救急）	TEL.119
警察（事件・事故）	TEL.110



避難所・避難場所に関する情報の入手先

避難所の開設・混雑状況	災害時に避難所の開設状況や混雑状況を確認できます	長崎市 バカンマップス	検索
市内避難所一覧	市内全ての避難所を確認できます	長崎市 避難所一覧	検索
マイ避難所	マイ避難所シートなど災害への備えとなる情報を確認できます	長崎市 マイ避難所	検索

避難情報・気象情報・災害に関する情報の入手先

避難情報	
防災行政無線	気象情報と避難情報をお知らせします NBCテレビ dボタン→自治体情報→防災・防犯情報 TEL. 050-5530-9908 テレビや電話でも内容を確認できます
防災メール	防災行政無線の放送内容をメールでお届けします 登録方法 ①右のQRコードを読み取り登録する ②下記のメールアドレスに空メールを送る bousai.nagasaki-city@raidan.ktaiwork.jp その後、返信されるメールにて登録する
長崎市公式LINE	くらしのお役立ち情報はこちらから友達登録すると防災・安全情報などを受け取ることができます https://page.line.me/375jkvvx

災害に関する情報

洪水ハザードマップ	長崎市洪水ハザードマップ	検索
土砂災害ハザードマップ	長崎市土砂災害ハザードマップ	検索
洪水浸水想定区域	長崎市洪水浸水想定区域	検索
津波災害警戒区域	長崎市津波災害警戒区域	検索
土砂災害関連情報など	長崎県総合防災GIS	検索
雨量情報	長崎県河川砂防情報システム	検索
河川水位情報	川の防災情報	検索
ダム情報		
河川監視カメラ映像		
注意報・警報／特別警報	気象庁	検索
土砂災害警戒情報		
雨量レーダー情報		
ながさきマップ（用途地域、危険区域など）	ながさきマップ	検索

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

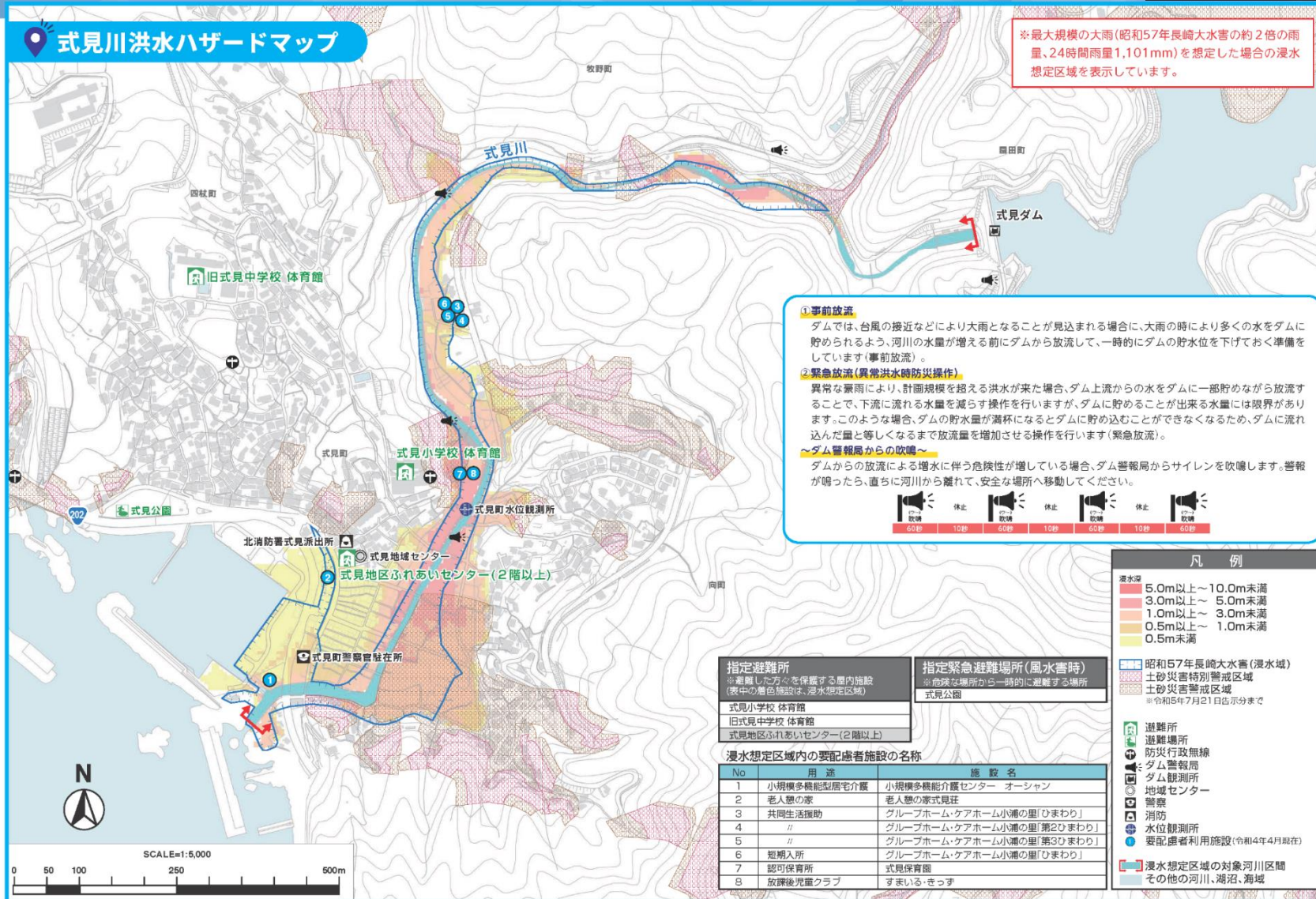
発行 長崎市土木部土木防災課 電話番号095-824-1424（直通）令和5年●月作成

【参考】洪水ハザードマップ（式見川）

（地図面）

式見川洪水ハザードマップ

※最大規模の大雨(昭和57年長崎大水害の約2倍の雨量、24時間雨量1,101mm)を想定した場合の浸水想定区域を表示しています。



①事前放流
ダムでは、台風の影響などにより大雨となる見込まれる場合に、大雨の時に多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げておく準備をしています(事前放流)。

②緊急放流(異常洪水時防災操作)
異常な豪雨により、計画規模を超える洪水が来た場合、ダム上流からの水をダムに一部貯めながら放流することで、下流に流れる水量を減らす操作を行います。ダムに貯めることが出来る水量には限界があります。このような場合、ダムの貯水量が満杯になるとダムに貯め込むことができなくなるため、ダムに流れ込んだ量と等しくなるまで放流量を増加させる操作を行います(緊急放流)。

～ダム警報局からの吹鳴～
ダムからの放流による増水に伴う危険性が増している場合、ダム警報局からサイレンを吹鳴します。警報が鳴った後、直ちに河川から離れて、安全な場所へ移動してください。

60秒 吹鳴 10秒 停止 60秒 吹鳴 10秒 停止 60秒 吹鳴 10秒 停止 60秒 吹鳴

指定避難所
避難した方々を保護する屋内施設(表中の着色施設は、浸水想定区域)

式見小学校 体育館
旧式見中学校 体育館
式見地区ふれあいセンター(2階以上)

指定緊急避難場所(風水害時)
※危険な場所から一時的に避難する場所

式見公園

凡 例

浸水深
5.0m以上～10.0m未満
3.0m以上～ 5.0m未満
1.0m以上～ 3.0m未満
0.5m以上～ 1.0m未満
0.5m未満

昭和57年長崎大水害(浸水域)
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
※令和5年7月21日告示分まで

避難所
避難場所
防災行政無線
ダム警報局
ダム観測所
地域センター
警察
消防
水位観測所
要配慮者利用施設(令和4年4月現在)

浸水想定区域の対象河川区間
その他の河川、湖沼、海域

※洪水浸水想定区域は、長崎県が水防法に基づき令和4年7月1日に指定した洪水浸水想定区域に基づき作成しています。
※このハザードマップは、式見川水系式見川の範囲により指定される浸水を示したものであり、この区域外においても浸水が発生する場合があります。また、指定される実際の浸水深と異なる場合があります。
※昭和57年長崎大水害(浸水域)は、国土交通省の災害被害調査(昭和57年7月)と、長崎市の57年長崎大水害(浸水域)を参考に、長崎市の57年長崎大水害(浸水域)を参考に修正して掲載しています。

3) 河川災害復旧(土木防災課)

異常な天然現象により被災した河川施設を復旧するもの。

※令和7年度の河川災害件数は0件

4) 海岸保全事業(土木防災課)

国の補助制度を活用し、東望地区の海岸において、海岸の越波対策のため、「東望海岸」の整備を進めている。

(令和8年3月末現在)

海岸名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
東望海岸	630m	平成25年度から令和25年度まで (平成25年度から令和12年度まで)	37%



5) 自然災害防止事業(土木防災課)

急傾斜地の崩壊による被害から市民の生命を守るため、地域からの申請に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施するものである。

令和 8 年度の市施行箇所の概要

(令和 8 年 3 月末現在)

	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	深堀 5 丁目	延長 129m	平成 30 年度から令和 8 年度まで
②	三原 (8)	延長 85m	令和 4 年度から令和 14 年度まで
③	東上蛸道	延長 50m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
④	小ヶ倉 2 丁目 (4)	延長 44m	令和 4 年度から令和 9 年度まで
⑤	後平-15	延長 57m	令和 6 年度から令和 13 年度まで
⑥	平間 (7)	延長 25m	令和 6 年度から令和 14 年度まで
⑦	宝栄 (3)	延長 30m	令和 8 年度から令和 12 年度まで

令和 8 年度の県施行箇所の概要

(令和 8 年 3 月末現在)

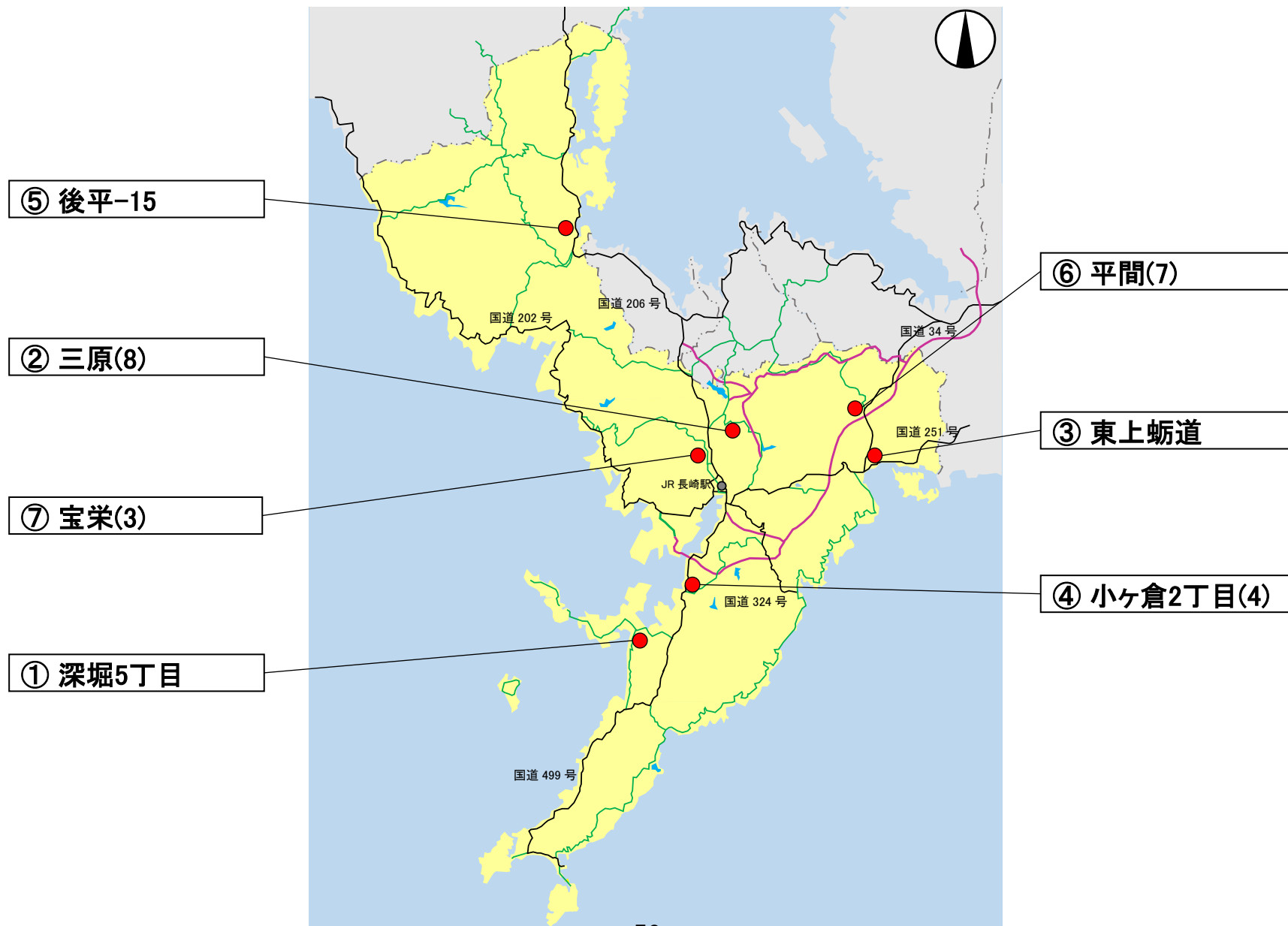
	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	多以良 (4)	延長 188m	平成 27 年度から令和 12 年度まで
②	戸町 2 丁目 (7-1)	延長 230m	令和元年度から令和 10 年度まで
③	三川 (2)	延長 100m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
④	茂木 (11)	延長 120m	令和 7 年度から令和 16 年度まで
⑤	平間 (7)	延長 90m	令和 8 年度から令和 15 年度まで
⑥	現川	延長 410m	令和元年度から令和 12 年度まで
⑦	葉山 2 丁目 (4)	延長 70m	令和 3 年度から令和 8 年度まで

	地区名	全体計画	事業期間（予定）
⑧	滑石 3 丁目（5）	延長 250m	平成 29 年度から令和 9 年度まで
⑨	大園（4）	延長 238m	平成 29 年度から令和 11 年度まで
⑩	大浜（19）	延長 186m	平成 30 年度から令和 13 年度まで
⑪	大園（3）	延長 128m	令和 2 年度から令和 13 年度まで
⑫	横尾	延長 114m	令和 3 年度から令和 9 年度まで
⑬	茂木（6）	延長 130m	令和 3 年度から令和 12 年度まで
⑭	大崎里乙（1）	延長 112m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
⑮	西北（5）	延長 59m	平成 29 年度から令和 8 年度まで
⑯	滑石 5 丁目（6）	延長 143m	令和元年度から令和 8 年度まで
⑰	戸町 2 丁目（7－2）	延長 147m	令和元年度から令和 8 年度まで
⑱	川平	延長 52m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
⑲	三重（2）	延長 150m	令和 3 年度から令和 9 年度まで
⑳	入船（7）	延長 145m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
㉑	田中（7）	延長 260m	令和 4 年度から令和 12 年度まで
㉒	田中（10）	延長 120m	令和 6 年度から令和 11 年度まで
㉓	北栄（10）	延長 50m	令和 7 年度から令和 12 年度まで
㉔	滑石 5 丁目（4）	延長 60m	令和 8 年度から令和 13 年度まで

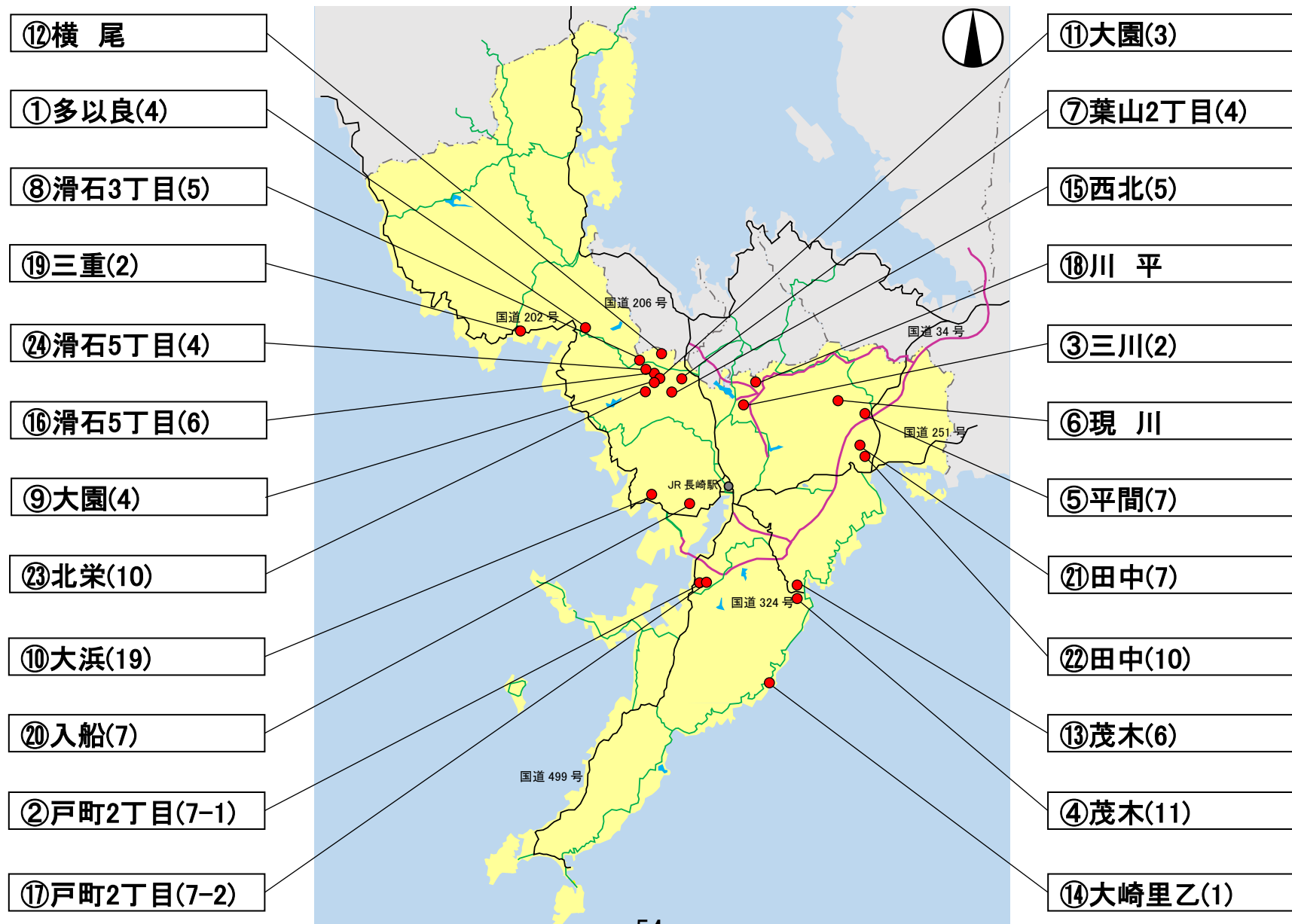
(参考) 急傾斜地崩壊対策事業の施行要件及び事業費の負担割合

項 目		市施行	県施行
急傾斜地の条件	状態	自然斜面	
	高さ	5メートル以上	10メートル以上
	傾斜度	30度以上	
被災の恐れがある人家		5戸以上	10戸以上
事業費		規定なし	7,000万円以上
その他の条件		移転の適地がない	
負担割合		県：事業費の50% 市：事業費の50%から地元の寄附額を除いた額 地元代表者 ：事業費の5%または上限額のいずれかの低い額（上限額とは、75万円に工事施行延長1メートルにつき1万円を加算した額）	国：事業費の40%から47.5%まで 県：事業費の40%から47.5%まで 市：事業費の5%から20%まで（市の負担割合は、斜面の規模や被害を受ける恐れがある区域内に公共施設がある場合等の事業区分による）

市施行の急傾斜地崩壊対策事業



県施行の急傾斜地崩壊対策事業



(3) 公園等事業の概要

ア 公園等整備の基本的な考え方

少子・高齢化の進展や社会情勢の変化等により公園の利用者ニーズが多様化していることから、ニーズや地域特性を活かした公園の整備を進めるとともに、観光地や夜景の視点場等、市外からの来訪者が多数利用するような公園においては、利便性向上に向けた整備を進めている。

また、環境と調和する潤いのあるまち、快適に暮らせるまちを目指し、持続可能な低炭素社会の実現や地域の環境美化に向けた、緑化の推進のための周知・啓発事業を進めている。

イ 公園の現況

(令和8年4月1日現在)

種類	種別	内 容	箇所数 (箇所)	総面積 (ha)	備 考
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	451	78.55	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	29	54.94	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	5	28.18	立山公園、権現山公園、元宮公園、琴海中央公園、南部地区公園
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	7	174.19	稲佐山公園、平和公園、唐八景公園、長崎東公園、金比羅公園、香焼総合公園、川原大池公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	1	43.80	長崎市総合運動公園（ベネックス総合運動公園）
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	3	12.23	鼠島公園、長崎公園、神の島公園
都市緑地		都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	18	6.15	

都市林	樹林地等において、自然的環境の保護、保全、自然的環境の保護を目的とする公園	1	15.22	三原台自然林公園
都市公園 計		515	413.24	
都市公園以外の公園		301	243.01	
公園 計		816	656.25	

※【参考】都市公園の市民一人あたりの敷地面積（都市公園面積/都市計画区域人口）=10.9 m²/人
（都市計画区域人口はR2 国勢調査結果に基づく R8.4.1 時点の推計人口 379,998 人）

ウ 所管する公園の概要及び管理方法

公園名	開設年	場所	主要な施設	管理方法
稲佐山公園	昭和 26 年	稲佐町ほか	展望台、野外ステージ、スロープカーほか 駐車場全 4 3 8 台	指定管理
長崎市総合運動公園 （ベネックス総合運動公園）	平成 8 年	柿泊町	陸上競技場、野球場、庭球場ほか 駐車場全 8 0 0 台	指定管理
平和公園	昭和 30 年	松山町ほか	陸上競技場、庭球場、ラグビー・サッカー 場ほか 駐車場全 1 2 0 台	直 営
長崎公園	昭和 34 年	上西山町ほか	動物舎、噴水池、丸馬場ほか	指定管理
長崎東公園	平成 2 年	戸石町	コミュニティプール、コミュニティ体育館、 庭球場ほか 駐車場全 3 0 9 台	指定管理

エ 主要事業の概要

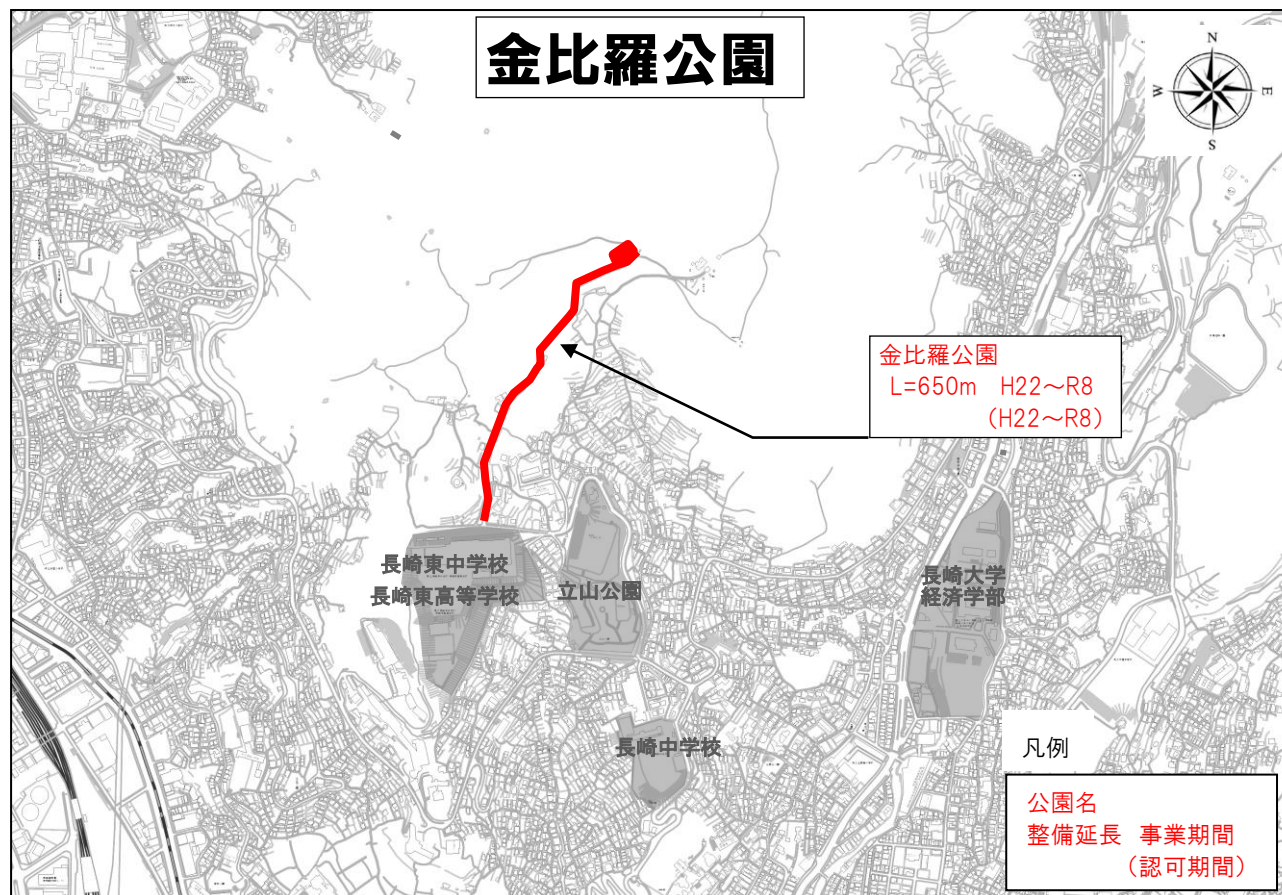
1) 公園施設整備事業（土木建設課）

国の補助制度などを活用し、総合公園である「金比羅公園」において園路などの整備を進めている。

【整備中の公園】

（令和8年3月末現在）

公園名	種別	整備内容	事業期間 (認可期間)	進捗率
金比羅公園	総合公園	園路、駐車場など	H22～R8 (H22～R8)	82.7%



2) 公園災害復旧(土木建設課・土木防災課)

異常な天然現象により被災した公園施設を復旧するもの。

※令和7年度の公園災害件数は0件

3) 街を美しくする運動推進事業(土木総務課)

花と緑によって安らぎあるまちづくりを促進することへの市民等の共感を得ることにより、花や緑の活動に関わる人を増やし、緑豊かなまちづくりの推進を図るため、緑化の周知・啓発を行う。

① 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 公共花壇デザインコンクールの実施
- ・ ながさきグリーンキャンペーンの実施
- ・ 園芸講習会の実施
- ・ 出生記念樹の配付

(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要

ア 市営駐車場・二輪車等駐車場の目的と役割

道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を収容するために、昭和46年から順次、市営駐車場を整備している。現在8駐車場を「長崎市駐車場事業特別会計」により運営している。

さらに、二輪車等駐車場については、路上駐輪の防止のため、都心部を中心に平成元年から整備を進めており、現在21か所の二輪車等駐車場を運営している。

イ 市営駐車場の概要及び管理方法

(令和8年4月1日現在)

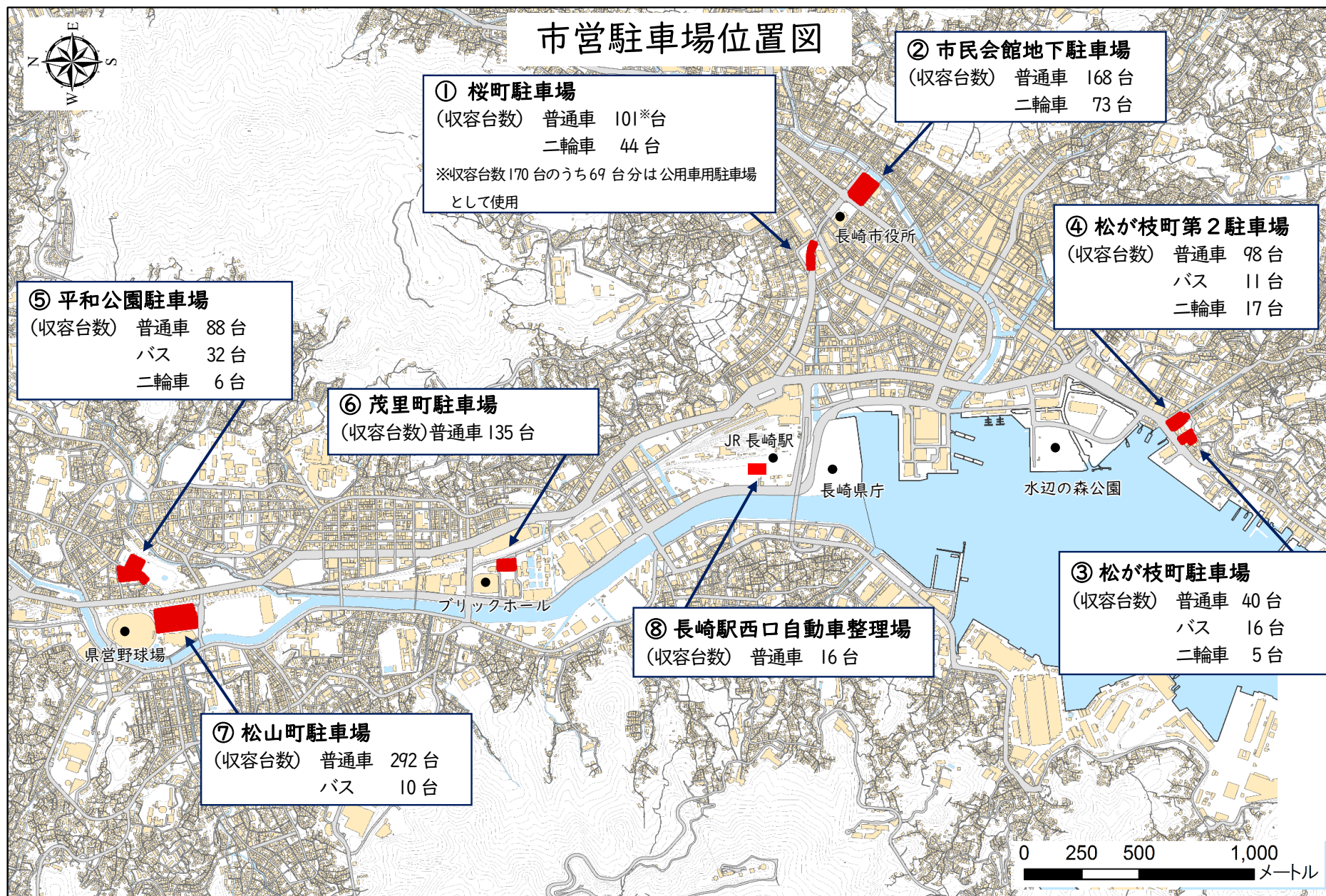
施設名		開設年	収容台数(台)				管理方法
			バス	普通車	二輪車	計	
1	桜町	昭和46年 (平成8年に2層化)	—	101※	44	214	指定管理
2	市民会館地下	昭和49年	—	168	73	241	
3	松が枝町	昭和51年	16	40	5	61	
4	松が枝町第2	平成2年 (平成18年から長崎市運営)	11	98	17	126	
5	平和公園	平成6年	32	88	6	126	
6	茂里町	令和3年	—	135	—	135	
7	松山町	平成9年	10	292	—	302	
8	長崎駅西口	令和2年	—	16	—	16	
計			69	938	145	1,221	

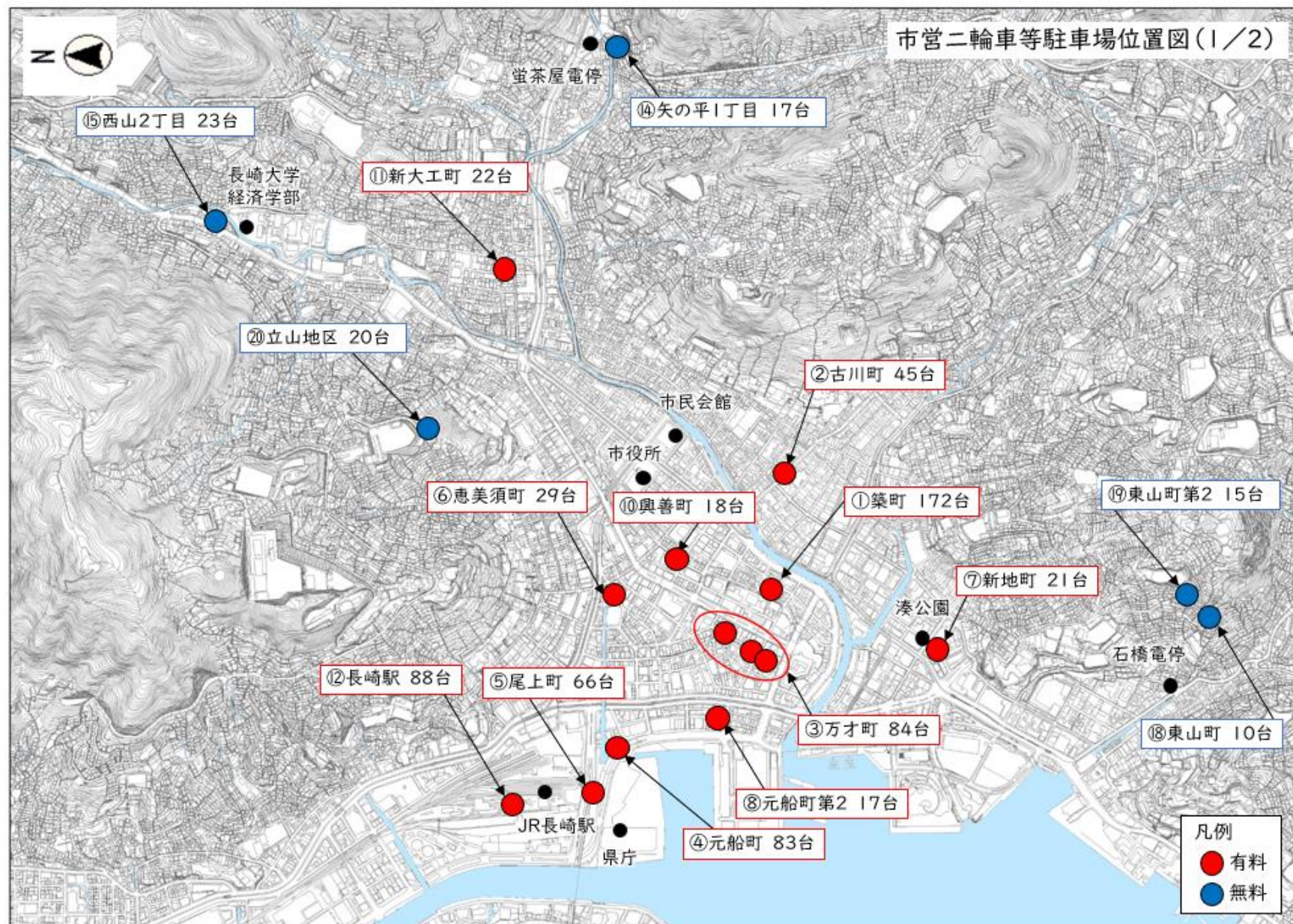
※旧本庁舎解体に伴い69台分を公用車用駐車場として使用するため収容台数を170台から101台に変更

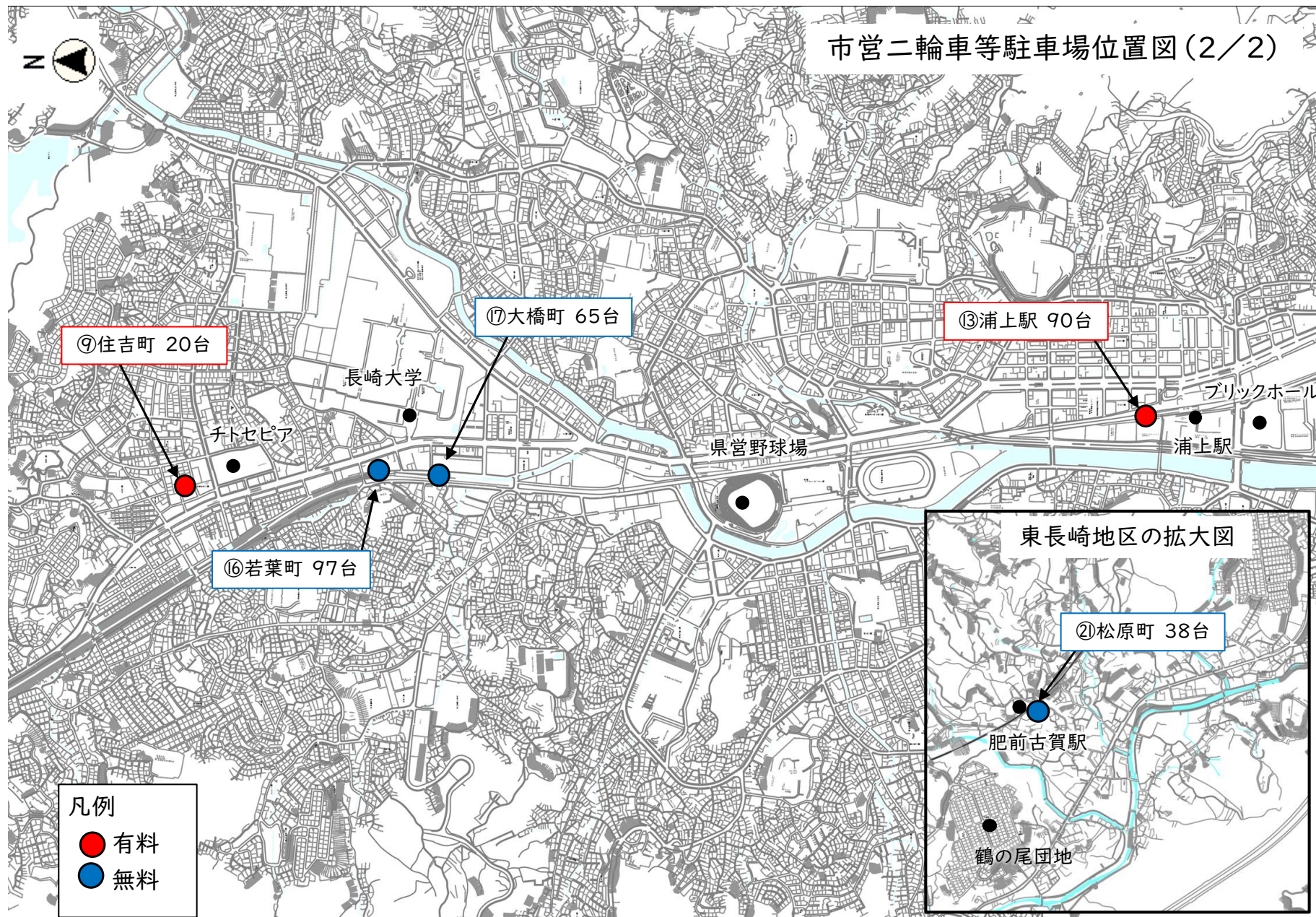
ウ 市営二輪車等駐車場の概要及び管理方法

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

施設名		開設年	有料無料の別(有料化)		施設内容			管理方法
					構造		収容台数	
1	築町	平成 10 年	有料	平成 10 年	建物式	ゲート式	172	指定管理
2	古川町	平成 9 年		平成 21 年	平 面 自 走 式	個別ロック式	45	
3	万才町	平成元年		平成 21 年			84	
4	元船町	平成 9 年		平成 22 年		ゲート式	83	
5	尾上町	平成 15 年		平成 22 年		個別ロック式	66	
6	恵美須町	平成 5 年		平成 22 年			29	
7	新地町	平成 4 年		平成 22 年			21	
8	元船町第2	平成 13 年		平成 23 年			17	
9	住吉町	平成 18 年		平成 23 年			20	
10	興善町	平成 12 年		平成 27 年			18	
11	新大工町	平成 27 年		平成 27 年			22	
12	長崎駅	令和 2 年		令和 2 年		ゲート式	88	
13	浦上駅	令和 4 年		令和 4 年			90	
14	矢の平 1 丁目	平成 8 年	無料			17	直 営	
15	西山 2 丁目	平成 11 年				23		
16	若葉町	平成 2 年				97		
17	大橋町	平成 3 年				65		
18	東山町	平成 14 年				10		
19	東山町第2	平成 16 年				15		
20	立山地区	平成 15 年				20		
21	松原町	平成 28 年				38		
計		21 か所・1,040 台（有料 13 か所:755 台、無料 8 か所:285 台）						







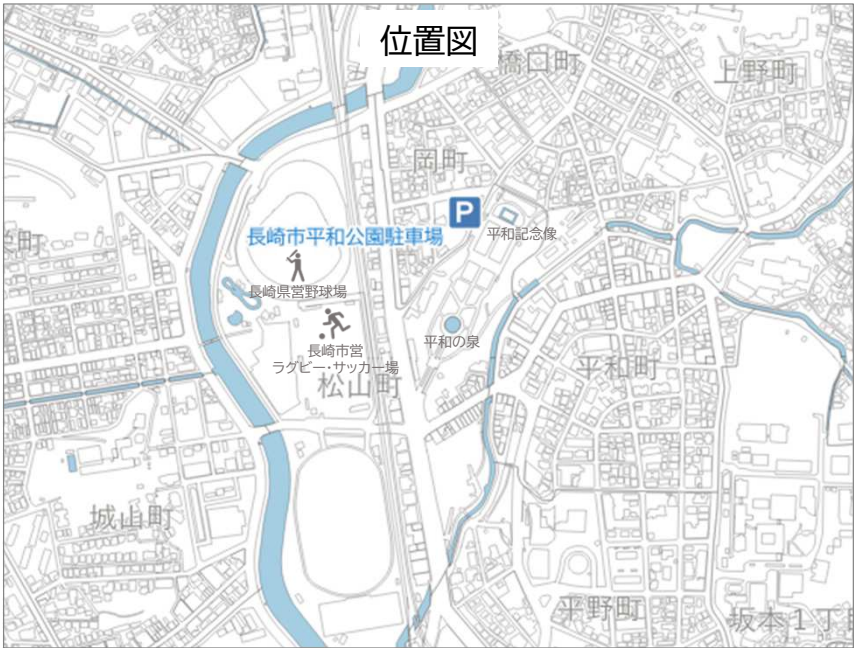
5 長崎市平和公園駐車場における指定管理者従業員の不祥事について

(1) 施設の概要

- ア 名称
長崎市平和公園駐車場
- イ 所在地
長崎市岡町8番13号
- ウ 指定管理者
(株)司コーポレーション
- エ 指定期間
令和2年4月1日 から 令和 7年3月31日まで (1期目)
令和7年4月1日 から 令和12年3月31日まで (2期目)
- オ 収容台数
126台
内訳
普通車(地上部) 48 台
普通車(地下部) 40 台
バス 32 台
二輪車 6 台



カ 普通車等の利用料金(抜粋)	
最初の1時間まで	260円
1時間を超え1時間30分まで	380円
1時間30分を超え2時間まで	510円
2時間を超える場合	620円



(2) 事案の概要

指定管理者の従業員が、平和公園駐車場を通勤目的で私的に利用し、本来、駐車料金を支払うべきところを駐車料金を支払わずに出入庫を行ったもの。また、駐車場敷地内に許可を得ずに車両を駐車したものの。

○ 確認された不適切行為の内容

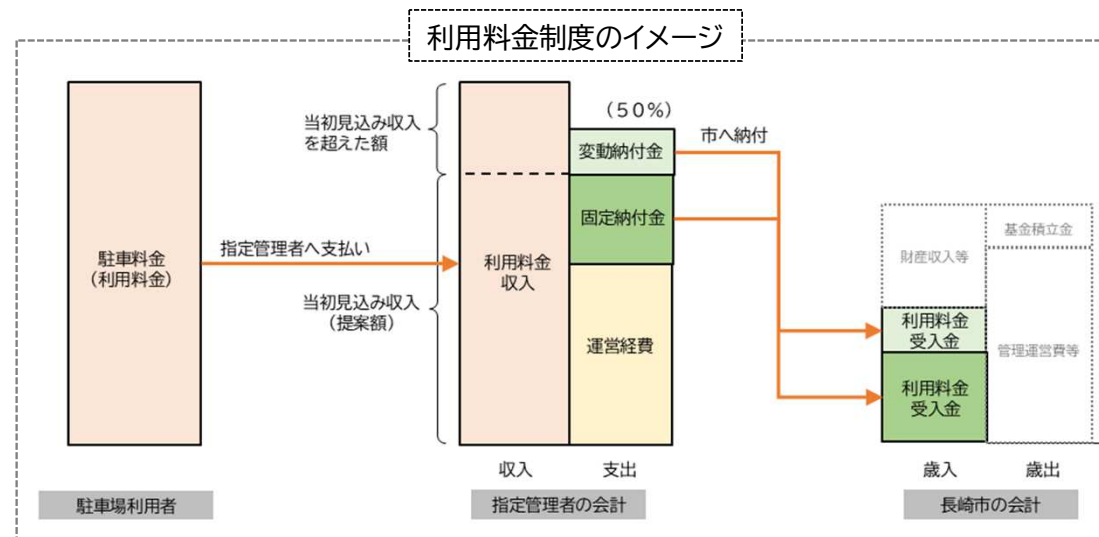
ア 有料駐車区画〈駐車ます内〉

- ・対象者:従業員5名
- ・発生期間:令和2年4月頃 ~ 令和8年2月17日
- ・不正利用回数:506回
- ・不正利用に係る駐車料金相当額: 313,720円
(※令和8年4月に指定管理者が利用料金として徴収済)
- ・不正利用に係る市へ納付する変動納付金: 131,270円
(※令和8年4月27日までに市に全額納付済)
- ・不正利用に係る市へ納付する遅延違約金: 8,200円
(※令和8年4月24日に市に納付済)

イ 駐車区画外〈駐車ます外〉

- ・対象者:従業員1名
- ・発生期間:令和6年11月22日 ~ 令和8年2月17日
- ・不正利用回数:41回
- ・不正利用に係る不当利得額:17,702円 ※令和8年5月29日に納付済

○ 指定管理者が設置した、外部第三者委員会による調査の結果、不正利用は、現場の従業員によるものであり、組織的に行われた事実は確認されていない。



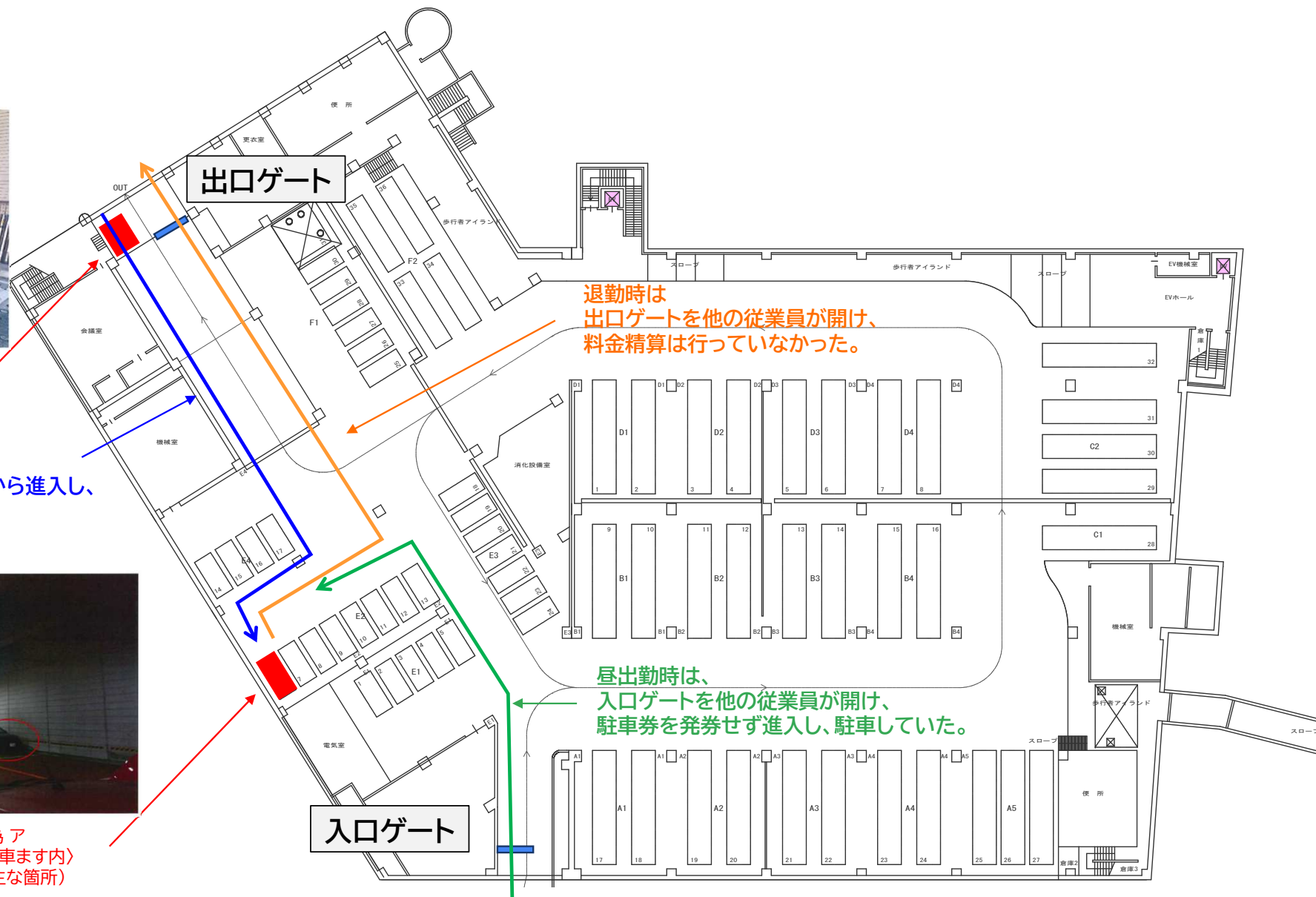


不適切行為 イ
駐車区画外(駐車ます外)
地下駐車場出口付近のスペースへの
駐車箇所

朝出勤時は、
出口ゲート横から進入し、
駐車していた。



不適切行為 ア
有料駐車区画(駐車ます内)
への駐車箇所(主な箇所)



退勤時は
出口ゲートを他の従業員が開け、
料金精算は行っていなかった。

昼出勤時は、
入口ゲートを他の従業員が開け、
駐車券を発券せず進入し、駐車していた。

(3) 指定管理者の対応・再発防止策

○通勤手段・駐車場利用ルールの徹底 **実施継続中**

- ・私用車通勤の許可制および台帳管理の徹底
- ・平和公園駐車場の私的利用を原則禁止
- ・例外利用は申請・承認制とし適正管理

○関係従業員全員への処分 **実施済み**

- ・不正関与者および関係者に対する懲戒処分
- ・関係従業員全員の異動

○コンプライアンス教育の再徹底 **実施継続中**

- ・規程説明および教育の実施
- ・不正事例の共有と意識向上
- ・ルール遵守の徹底

○管理体制(監督・報告)の強化 **実施継続中**

- ・不正行為の報告義務化および未報告時の処分
- ・通報者保護の徹底
- ・調査体制の整備および市への報告を徹底

○記録・証拠管理の強化 **実施継続中**

- ・利用申請簿・車両台帳等の記録管理を徹底
- ・不正発覚時の証拠記録の確保を徹底

○駐車場の管理・確認の見直し **実施継続中**

- ・巡回および勤務者との照合による確認を実施
- ・違反者への即時対応および処分を徹底

(4) 指定管理者に係る市の対応方針

現時点では、指定管理者の指定取消しは行わず、引き続き再発防止策の実施状況等を確認し、必要に応じて対応を判断する。

- ・本件不正行為は個々の従業員によるものであり、指定管理者としての組織的関与を示す事実は現時点では確認されていない。
- ・市の改善指示に対し、指定管理者からは是正措置および再発防止策が講じられている。
- ・また、本事案による利用者の安全や施設運営への重大な影響は確認されていない。

以上を踏まえ、協定書および地方自治法に基づく指定取消の要件に該当する事実は確認されていないことから、現時点で取消しは行わないが、引き続き、再発防止策の実施状況等を確認し、必要に応じて対応を判断する。

(参考)指定取消に関する主な要件 ※協定書・地方自治法の趣旨

- ・業務が適切に実施されていない場合
- ・改善が見込まれない、市の指示に従わないと認められる場合
- ・協定違反や重大な支障がある場合
- ・公益上、管理継続が不相当と認められる場合

(5) 事件の経緯(時系列)

- 令和8年2月19日 従業員から市へ内部通報
- 令和8年2月24日 指定管理者から市へ第一次報告
- 令和8年2月25日 市から指定管理者へ改善指示
- 令和8年2月28日 指定管理者が、外部第三者調査委員会を設置し調査開始
- 令和8年3月 2日 市が法律相談(刑事事件への該当性、告発義務の有無、指定管理者制度・協定上の位置付け)
- 令和8年3月 3日 指定管理者における通勤車両等の駐車に関する適正管理の徹底について、全指定管理者に通知
- 令和8年3月17日 指定管理者が、外部第三者調査委員会による調査結果報告書及び再発防止計画を市へ提出
- 令和8年3月25日 市が法律相談(指定取消しの要否、未徴収料金の取扱い、条例に基づく過料の取扱い)
- 令和8年4月 8日 市が法律相談(条例に基づく過料適用の可否、過料算定(倍率)の相当性)
- 令和8年4月14日 市が、指定管理者に対し、今後の対応方針と駐車ますの無断利用についての取り扱いを通知
- 令和8年4月15日 市が法律相談(駐車ます外への無断駐車に関して、不当利得として整理することの妥当性等について)
- 令和8年4月17日 指定管理者が、駐車ます外への無断駐車に関する追加報告を市へ提出
- 令和8年4月23日 指定管理者が、駐車ます内への無断駐車に係る変動納付金(過年度分)を市へ納付
- 令和8年4月24日 記者発表(市及び指定管理者による経緯及び方針の説明)
指定管理者が、駐車ます内への無断駐車に係る遅延違約金を市へ納付
- 令和8年4月27日 指定管理者が、駐車ます内への無断駐車に係る変動納付金(R7年度分)を市へ納付
- 令和8年4月28日 市が法律相談(駐車ます外への無断駐車に関して、不当利得としての整理方法の妥当性について)
- 令和8年4月30日 指定管理者が再発防止計画に関する第1回実施報告書を提出